

# 第2期安中市

# 子ども・子育て支援事業計画

地域で支えあい、未来に羽ばたく子どもが  
健やかに育つまち

〔令和2年度▶令和6年度〕

令和2年3月

安中市



# はじめに

すべての子ども達が笑顔でいきいきと暮らし、健全に成長できる環境づくりは、私たち大人の責務でありみんなの願いです。本市では「子どもの最善の利益」を最優先とし、これまでの間、子育て支援サービスの充実や児童虐待防止をはじめ、さまざまな取り組みを進めてまいりました。しかし、増加する保育ニーズ、さまざまな困難を抱える子どもやその家族への支援など、引き続き取り組むべき課題がございます。



このたび、国の新たな制度への対応を図ると共に、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として、「第2期安中市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、あわせて子どもの貧困を課題として、家庭、学校、地域、行政が一体となって取り組む、総合的な貧困対策を推進する「子どもの貧困対策推進計画」を盛り込んでおります。

今後は、この計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関・関係団体等とさらに連携・協働を進めながら、具体的施策、事業を展開し、基本理念の具体化を目指していきたいと考えております。

結びに、この計画を策定するにあたり、ご尽力と貴重なご意見をいただきました、安中市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメントなどにご協力いただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に対しまして、心からお礼申し上げますとともに、今後安中市が、安心して子育てができるまちとなるため、より一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和2年3月

安中市長 茂木英子



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 計画の法的根拠 .....	2
第3節 計画の対象 .....	2
第4節 計画の位置づけ .....	2
第5節 計画の期間 .....	3
第6節 計画の策定体制 .....	3
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状</b> .....	<b>4</b>
第1節 統計で見る本市の状況 .....	4
1. 人口の状況 .....	4
2. 人口の推計 .....	6
3. 世帯の状況 .....	9
4. 出生の状況 .....	11
5. 婚姻の状況 .....	12
6. 女性就業率の状況 .....	14
第2節 アンケート調査結果からみる子育ての現状 .....	15
1. 調査の概要 .....	15
2. 調査結果の概要 .....	16
第3節 子ども・子育て支援に向けたこれまでの取組 .....	26
第4節 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題 .....	28
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>29</b>
第1節 基本理念 .....	29
第2節 基本的な視点 .....	30
第3節 基本目標 .....	31
第4節 施策の体系 .....	32
<b>第4章 子ども・子育て支援事業計画</b> .....	<b>33</b>
<b>基本目標1 子ども・子育て家庭を支える体制の整備</b> .....	<b>33</b>
1. 教育・保育提供区域の設定 .....	33
2. 幼児期の学校教育・保育サービスの提供体制の整備 .....	34
3. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備 .....	36
4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容 .....	48

<b>第5章 子育て支援の多様な取組の展開 .....</b>	<b>49</b>
<b>基本目標2 子どもの最善の利益をもたらす取組の推進.....</b>	<b>49</b>
1. 母子の健康の確保及び増進.....	49
2. 子育て支援基盤の充実 .....	54
3. 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備.....	56
4. 子どもの権利の尊重 .....	58
<b>基本目標3 子どもを生き育てる喜びを家庭や地域で分かちあえる地域社会づくり .....</b>	<b>63</b>
1. 地域社会における子育ての支援.....	63
2. 仕事と生活の調和の推進.....	65
<b>基本目標4 安全で安心して子育てできる生活環境の整備.....</b>	<b>67</b>
1. 安全・快適な生活環境の整備.....	67
2. 子ども等の安全の確保 .....	69
<b>基本目標5 子どもの貧困対策の推進 .....</b>	<b>71</b>
1. 子どもの貧困対策推進計画の背景 .....	71
2. 子どもの貧困対策の方針.....	72
<b>第6章 計画の推進.....</b>	<b>76</b>
第1節 計画の推進.....	76
第2節 計画の進捗管理 .....	76
<b>資料編.....</b>	<b>77</b>
1 計画策定の経緯.....	77
2 安中市子ども・子育て会議条例 .....	79
3 安中市子ども・子育て会議委員名簿 .....	81

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の平成31年4月1日現在の総人口は57,861人、そのうち児童人口は7,496人で、平成27年の児童人口(8,475人)と比べると979人の減少となっています。少子化が進行している理由として、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。また、女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化を背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年に「子ども・子育て支援新制度」をはじめとする、子ども・子育て関連3法が成立し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。さらに、令和元年5月には、「改正子ども・子育て支援法」が成立し、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されています。少子化対策に限らず、女性の社会進出の促進や、教育・保育事業へのニーズの増大なども予測されることから、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となります。

本市では、平成27年3月「第1期安中市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきました。このたび令和元年度に第1期計画が終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行い、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、「第2期安中市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 第2節 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定します。

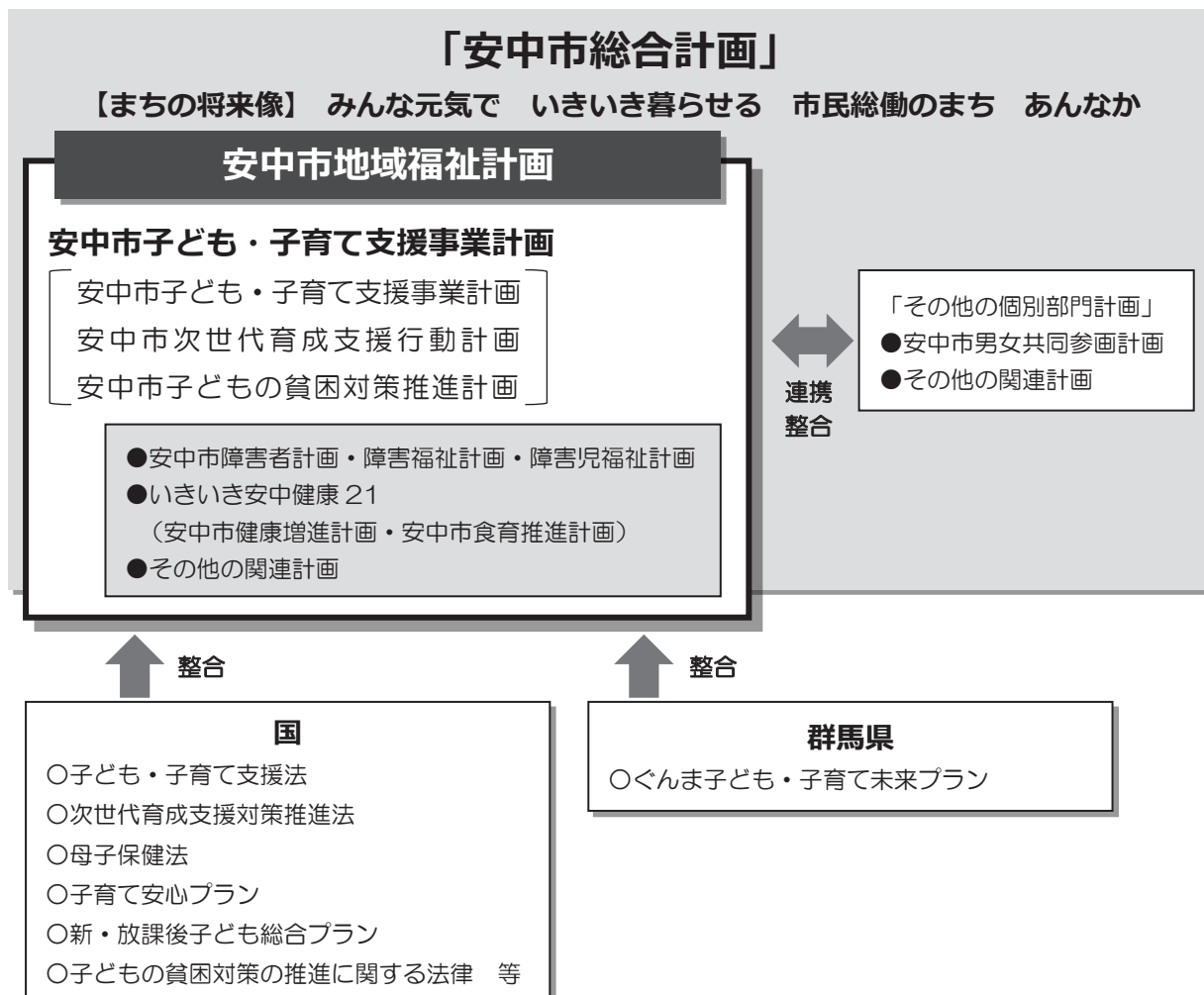
## 第3節 計画の対象

本計画の対象は、「20歳代前半までの子ども・若者とその家庭」を中心に、すべての子どもとその家庭、学校、地域、企業、団体等が対象となります。

## 第4節 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第2次安中市総合計画」をはじめ、子ども・子育て施策に関係する本市の各分野の計画と連携・整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。





## 第5節 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期安中市 子ども・子育て支援事業計画					第2期安中市 子ども・子育て支援事業計画				
				見直し	必要により適宜見直し				見直し

## 第6節 計画の策定体制

### 1. 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本計画の策定にあたっては、子ども課が事務局を務める「安中市子ども・子育て会議」の中で、委員各位に計画内容の検討・審議を行っていただき、会議で出された意見の計画への反映を図りました。

### 2. アンケート調査の実施

市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、平成30年11月28日から平成31年1月10日を調査期間として実施しました。

### 3. パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和2年1月15日から令和2年2月4日までの期間でパブリックコメントを実施し、最終的な計画案の取りまとめを行いました。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

### 第1節 統計で見る本市の状況

#### 1. 人口の状況

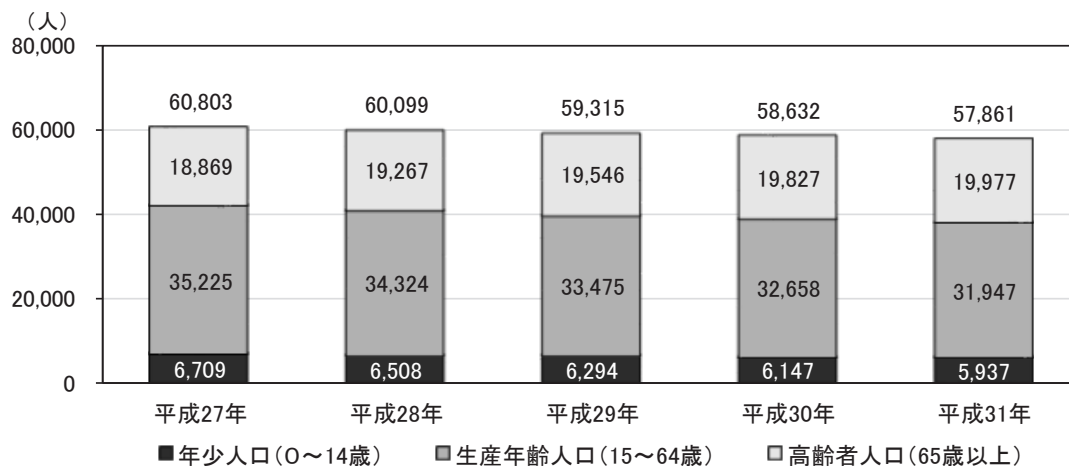
##### (1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、平成31年で57,861人と、平成27年の60,803人と比べて2,942人の減少となっています。

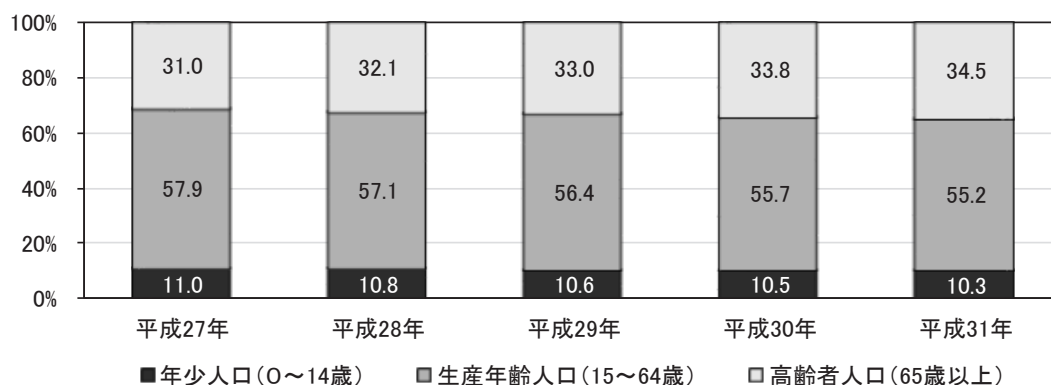
年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向で推移しています。平成31年の年少人口は5,937人と、平成27年の6,709人と比べて772人の減少となっています。

年齢3区分別人口の割合をみると、平成31年で年少人口が10.3%、生産年齢人口が55.2%、高齢者人口が34.5%となっています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口の割合の推移】



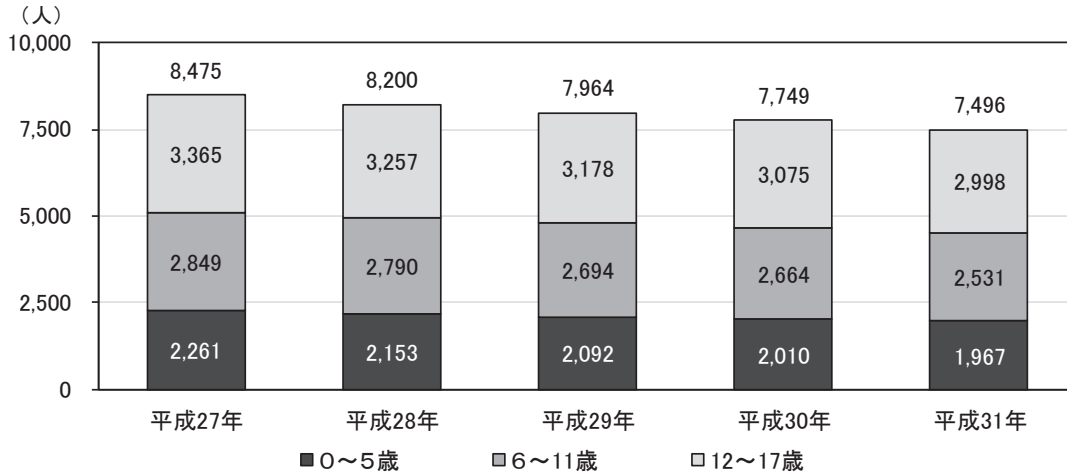
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 児童人口の推移

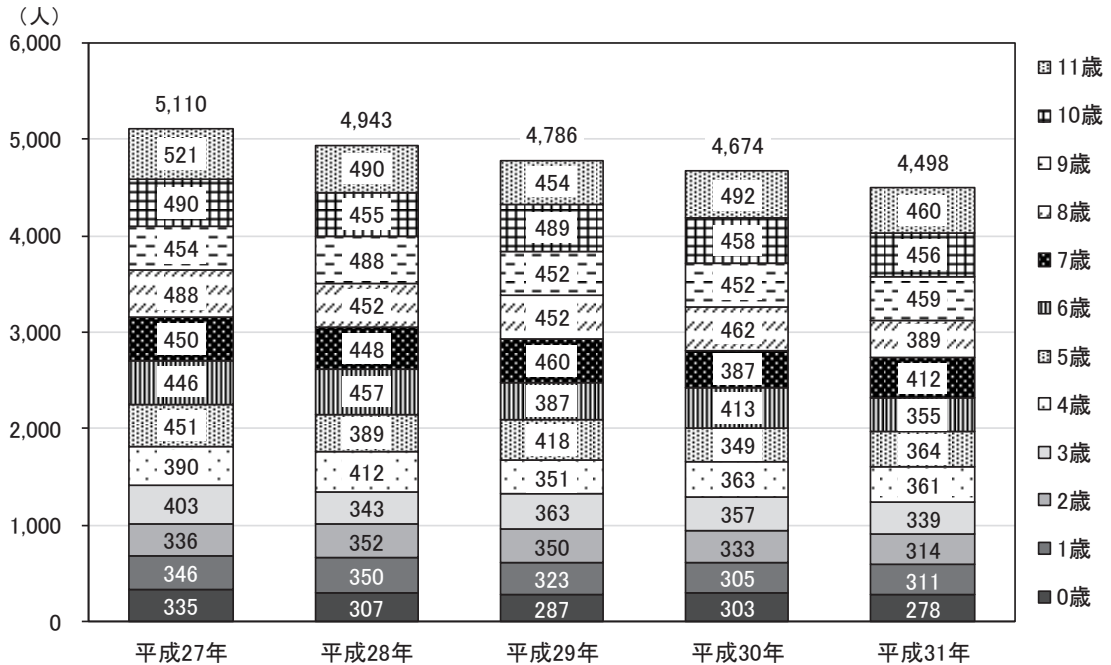
本市の児童人口は、減少傾向で推移し、平成31年で7,496人と、平成27年の8,475人と比べて979人の減少となっています。

11歳以下の児童人口は、平成31年で4,498人と、平成27年の5,110人と比べて612人の減少となっています。

【児童人口の推移】



【11歳以下の児童人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

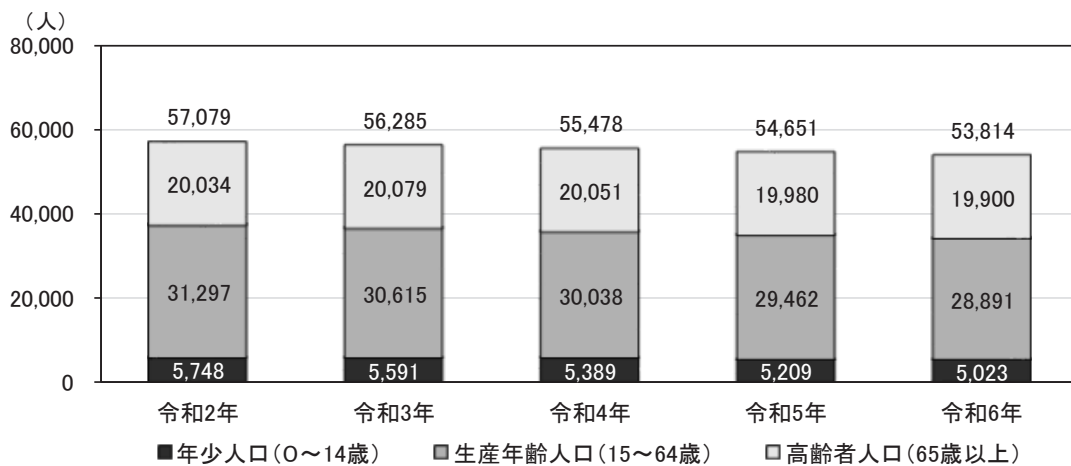
## 2. 人口の推計

### (1) 総人口と年齢3区分別人口の推計

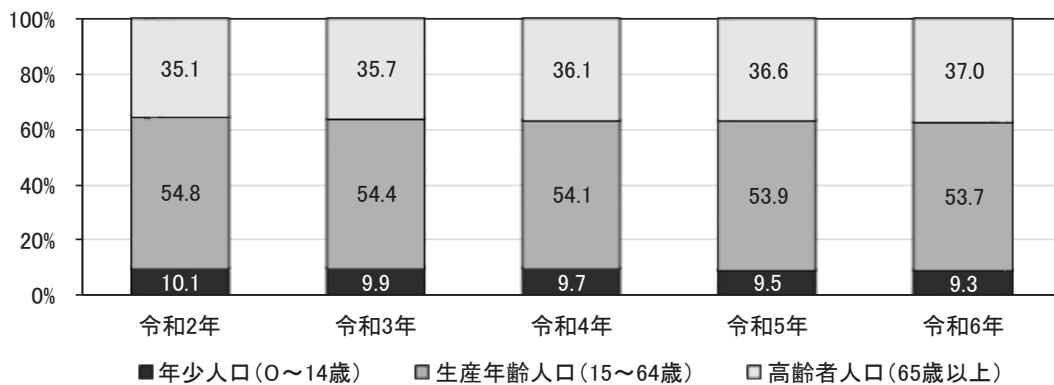
本市の人口推計をみると、令和6年には、総人口が53,814人で、年少人口は5,023人になると予測されます。

年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、令和6年には高齢化率は37.0%になると予測されます。

【総人口と年齢3区分別人口の推計】



【年齢3区分別人口の割合の推計】



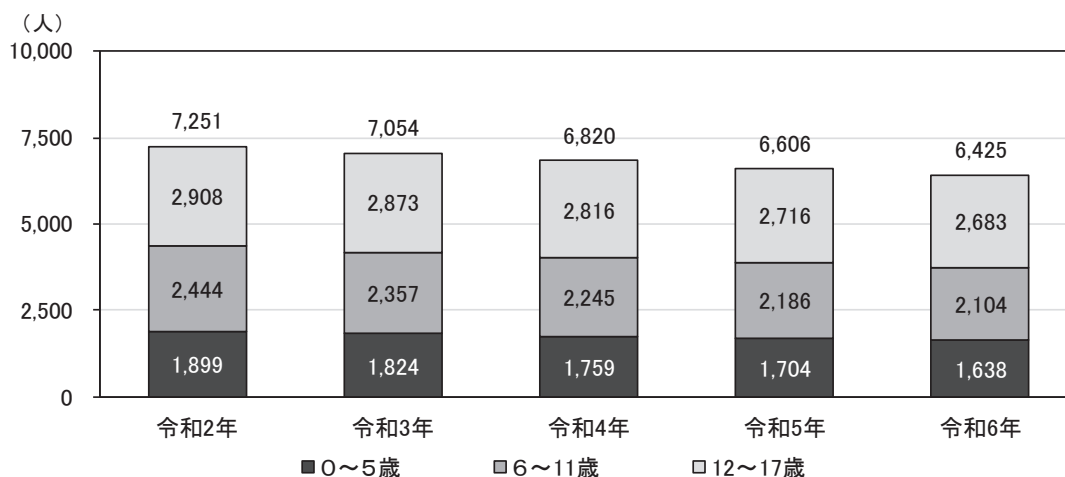
資料：各年4月1日現在（コーホート変化率法による推計値）

## (2) 児童人口の推計

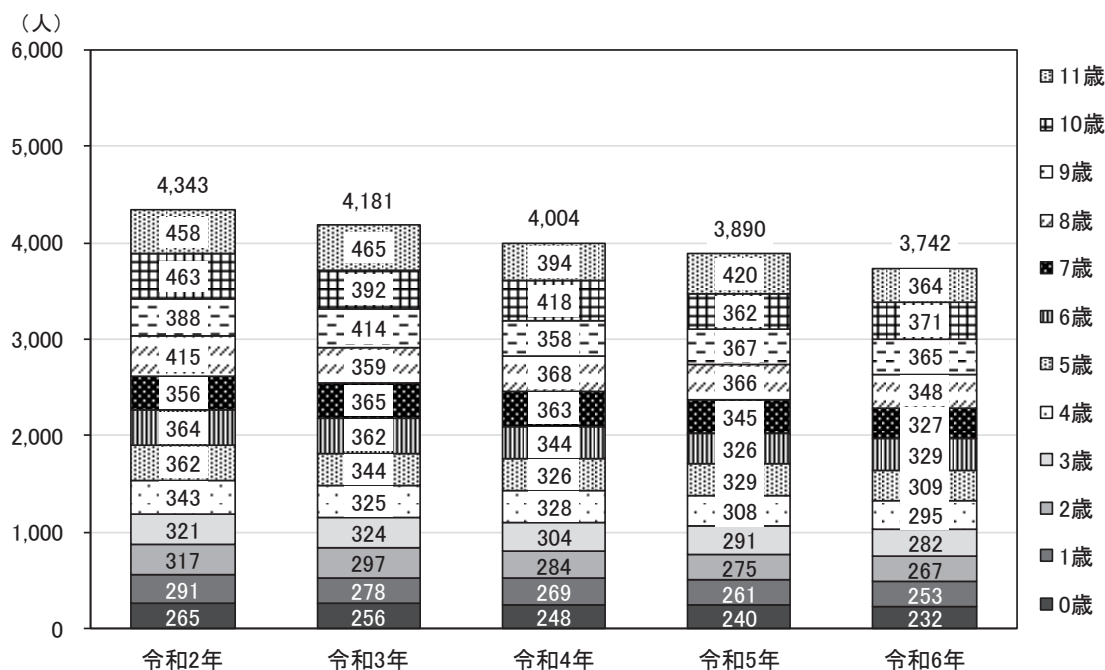
推計児童人口については、令和6年には0～5歳が1,638人、6～11歳が2,104人、12～17歳が2,683人になると予測されます。

11歳以下の推計児童人口（乳幼児及び小学校児童）は、令和6年には3,742人になると予測されます。

【児童人口の推計】



【11歳以下の児童人口の推計】



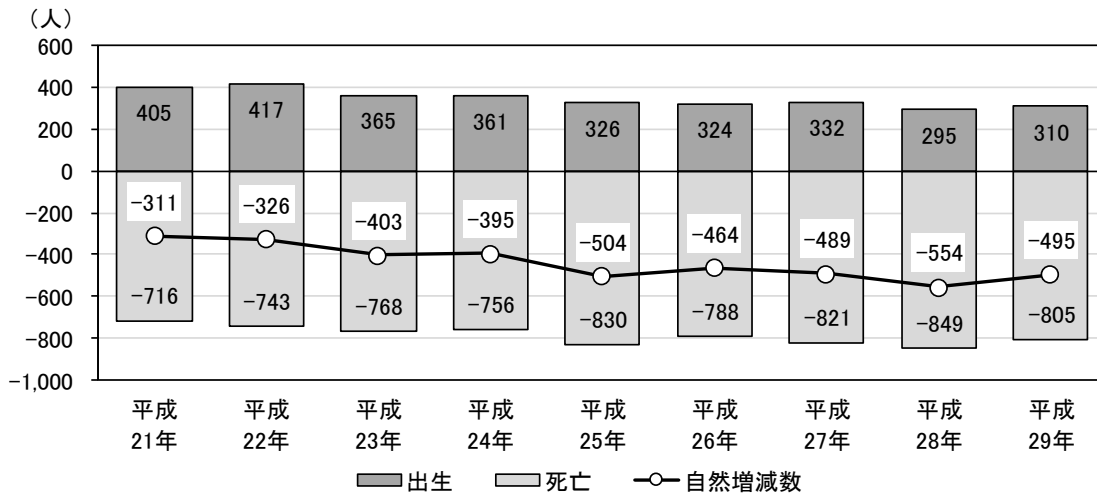
資料：各年4月1日現在（コーホート変化率法による推計値）

### (3) 自然動態・社会動態の推移

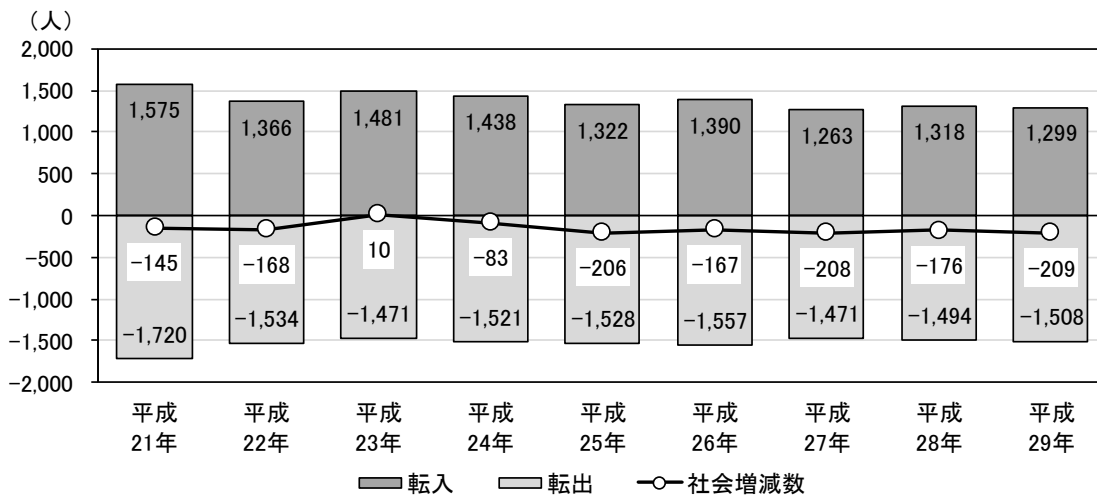
自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、平成 29 年は 495 人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、平成 23 年を除いてマイナスとなっており、平成 29 年は 209 人のマイナスとなっています。

【自然動態の推移】



【社会動態の推移】



資料：群馬県移動人口調査

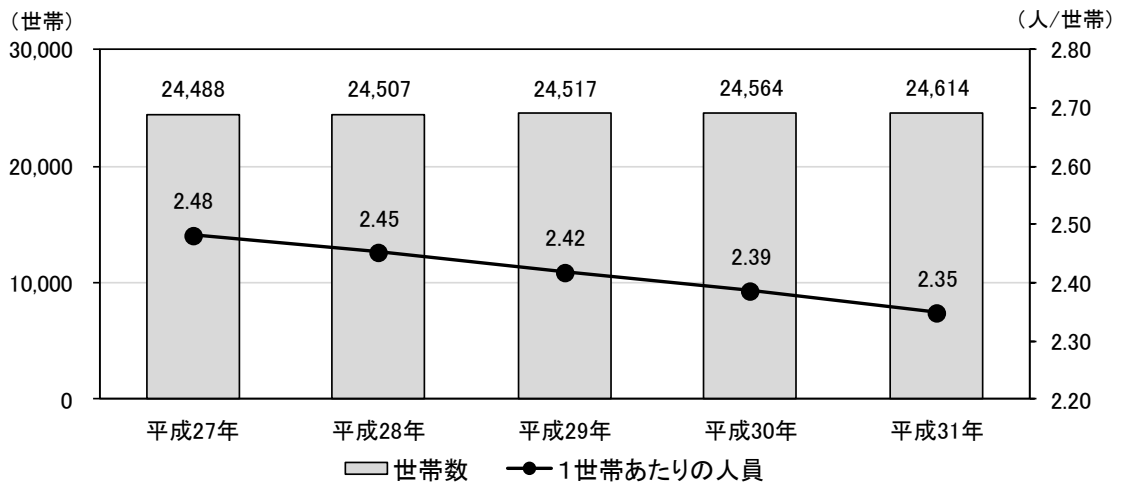
### 3. 世帯の状況

#### (1) 世帯数の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移し、平成31年で24,614世帯と、平成27年の24,488世帯と比べて126世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、平成31年は2.35人/世帯となっています。

【世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移】



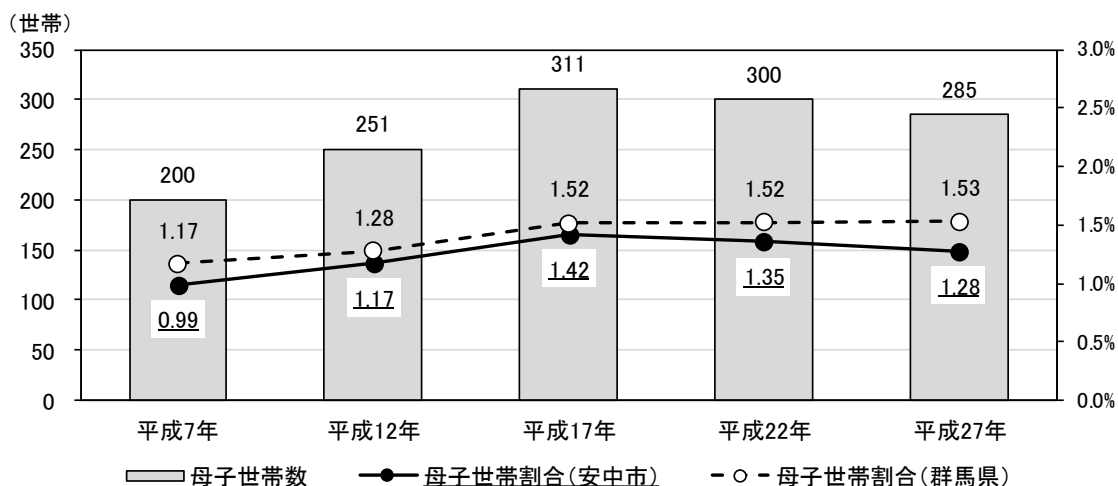
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 母子世帯数・父子世帯数の推移

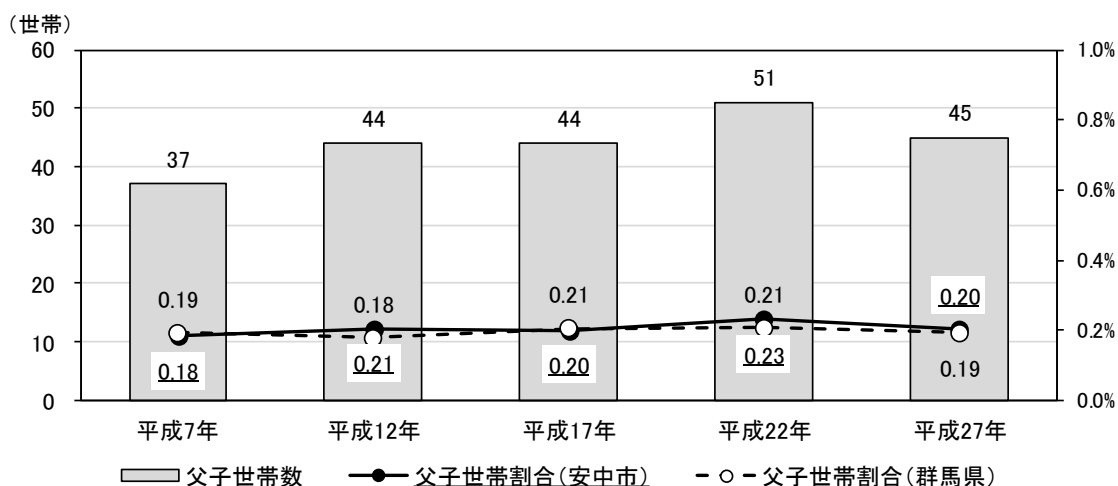
本市の母子世帯数は、平成27年で285世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、平成27年で1.28%となっています。平成7年以降、群馬県を下回る割合で推移しています。

本市の父子世帯数は、平成27年で45世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、平成27年で0.20%となっています。平成7年以降、群馬県と同様の割合で推移しています。

【母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合】



【父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合】



単位：世帯

一般世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
安中市	20,202	21,400	21,874	22,145	22,319
群馬県	649,664	690,972	724,121	754,324	772,014

資料：国勢調査（旧松井田町を含む）

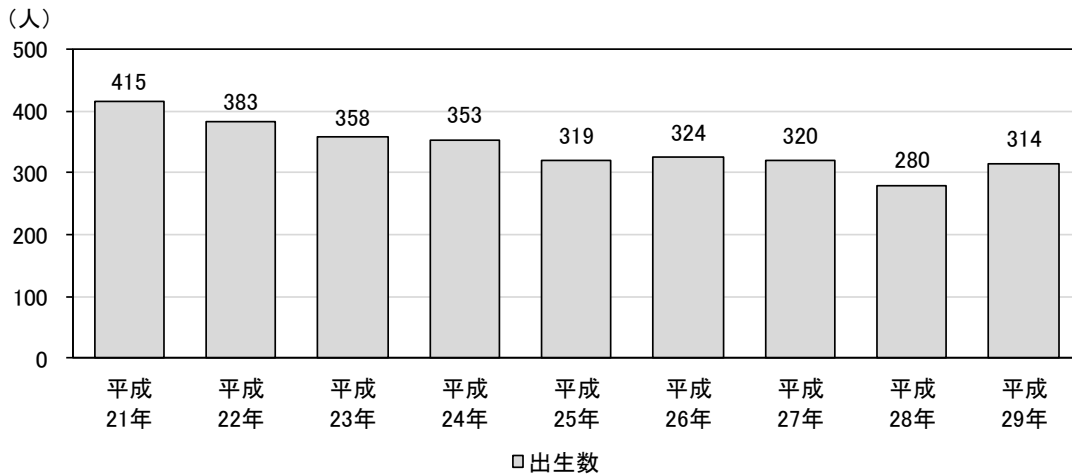


## 4. 出生の状況

### (1) 出生数の推移

本市の出生数は、平成 25 年以降は 300 人前後で推移し、平成 29 年で 314 人となっています。

【出生数の推移】

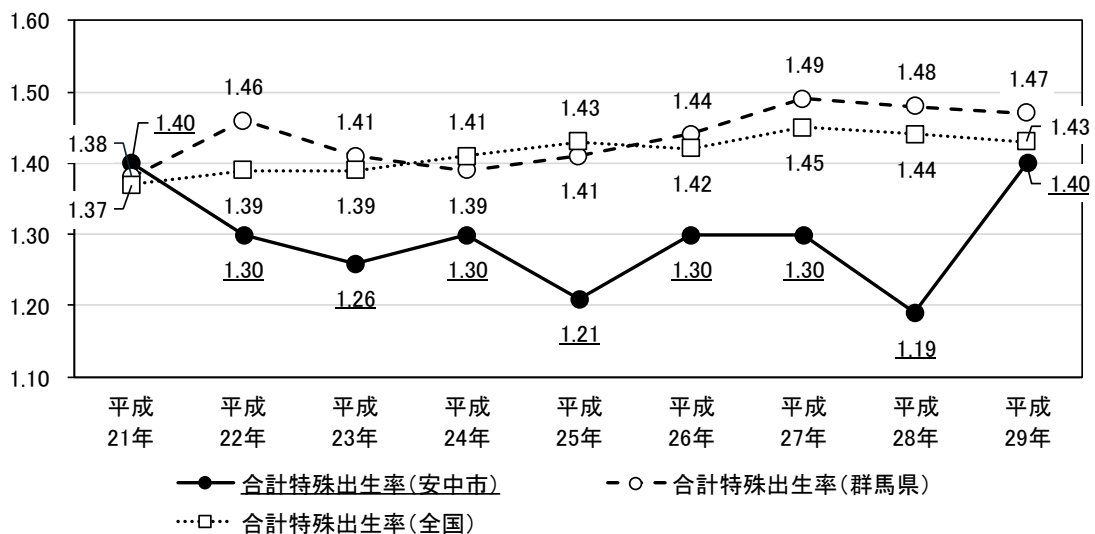


資料：群馬県移動人口調査

### (2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成 29 年では、本市が 1.40、群馬県が 1.47、全国が 1.43 となっています。平成 22 年以降、本市の合計特殊出生率は、群馬県、全国を下回り推移しています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：群馬県人口動態調査

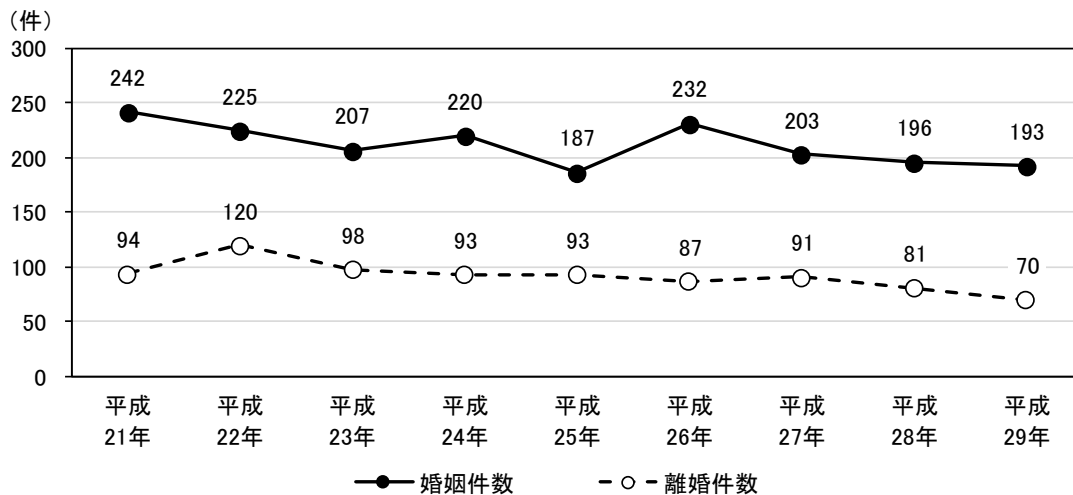
## 5. 婚姻の状況

### (1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、平成28年、平成29年と200件を割り、平成29年で193件となっています。

本市の離婚件数は、平成22年以降、減少傾向で推移し、平成29年で70件となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】



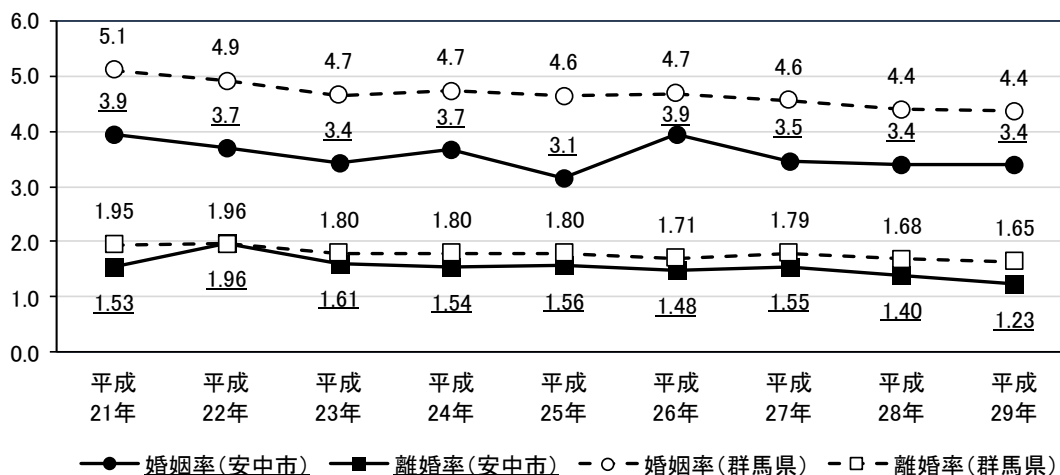
資料：群馬県人口動態調査

### (2) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、群馬県を下回る数値で推移し、平成29年は3.4となっています。

本市の離婚率は、群馬県を下回る数値で推移し、平成29年は1.23となっています。

【人口千対の婚姻率・離婚率の推移】



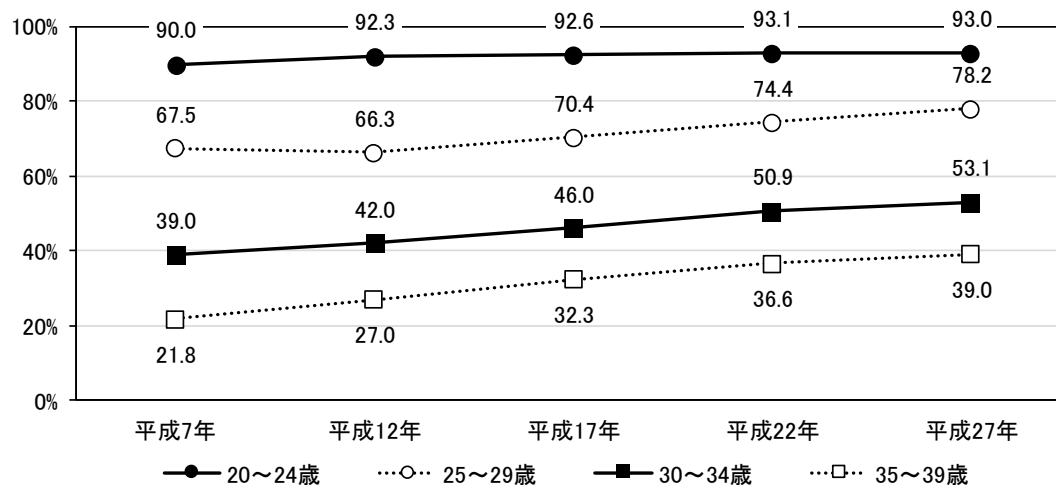
資料：群馬県人口動態調査

### (3) 未婚率の推移

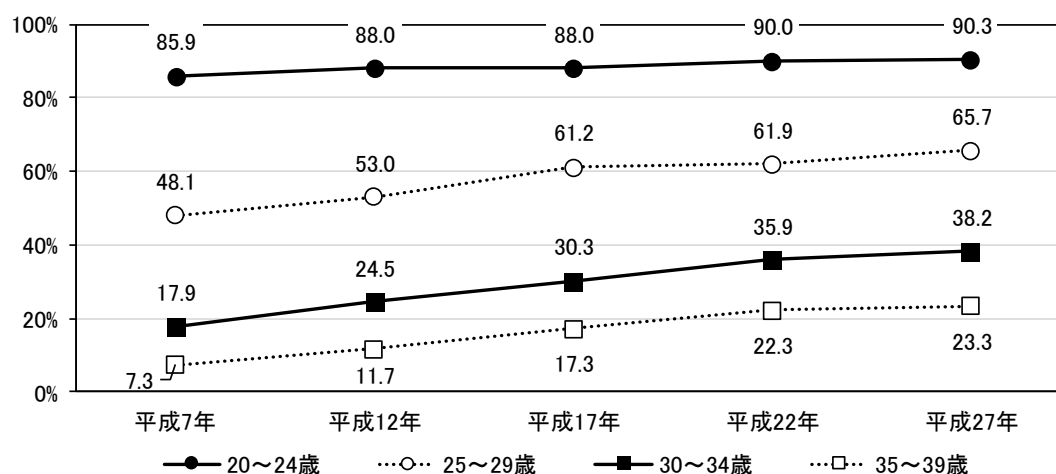
本市の男性の未婚率は、平成7年と比べて、すべての年齢階級で増加しており、20～24歳で3.0ポイント、25～29歳で10.7ポイント、30～34歳で14.1ポイント、35～39歳で17.2ポイントの増加となっています。

本市の女性の未婚率は、平成7年と比べて、男性の未婚率と同様にすべての年齢階級で増加しており、20～24歳で4.4ポイント、25～29歳で17.6ポイント、30～34歳で20.3ポイント、35～39歳で16.0ポイントの増加となっています。

【5歳階級別の未婚率の推移（男性）】



【5歳階級別の未婚率の推移（女性）】

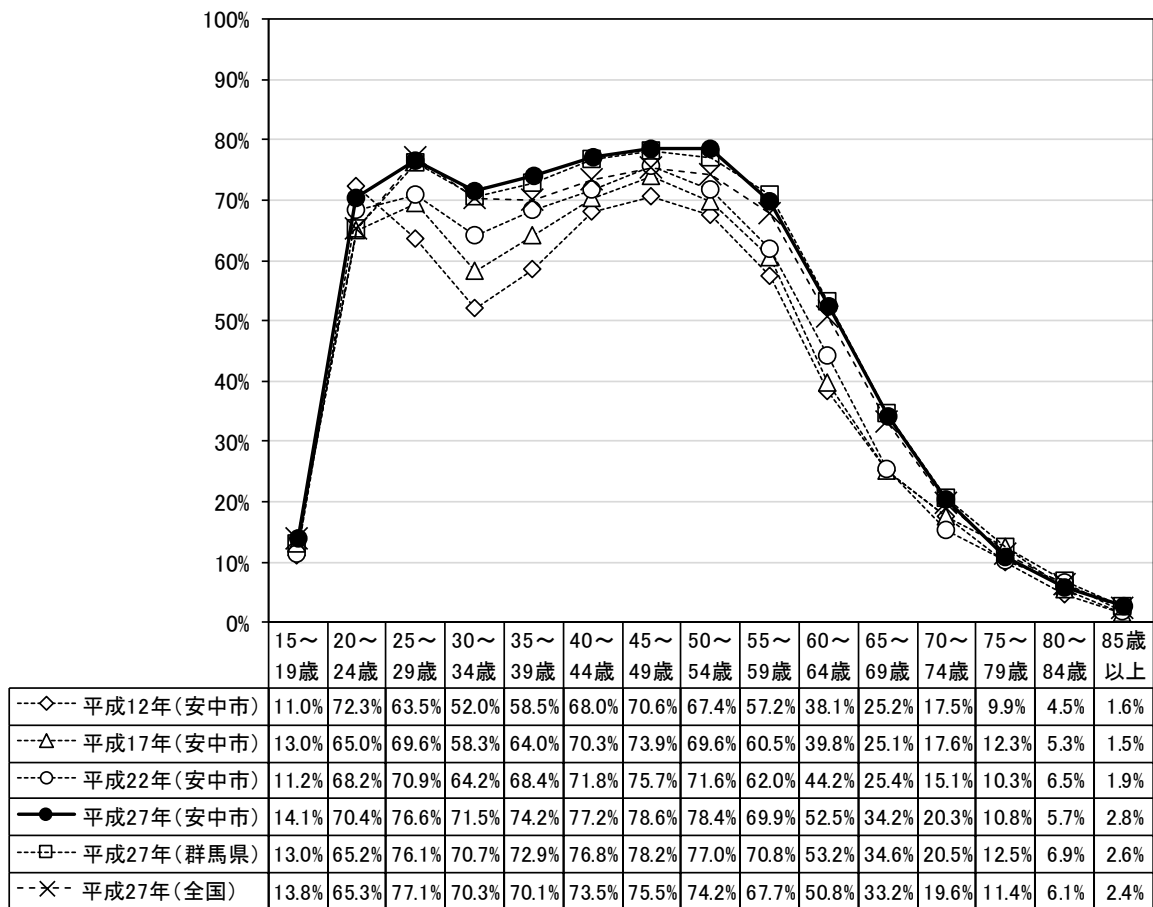


資料：国勢調査（旧松井田町を含む）

## 6. 女性就業率の状況

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」を描きます。平成12年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向がみられるものの、依然として30歳代では出産・子育てにより就労を中断している状況がみられます。平成27年の30歳代の女性就業率は、群馬県、全国を若干上回る割合となっています。

〈女性就業率の推移〉



資料：国勢調査（旧松井田町を含む）

## 第2節 アンケート調査結果からみる子育ての現状

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の目的

「第2期安中市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

#### (2) 調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査対象
①就学前児童	1,000人	無作為抽出
②就学児童	1,000人	無作為抽出

#### (3) 実施概要

- 調査地域：安中市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：平成30年11月28日～平成31年1月10日

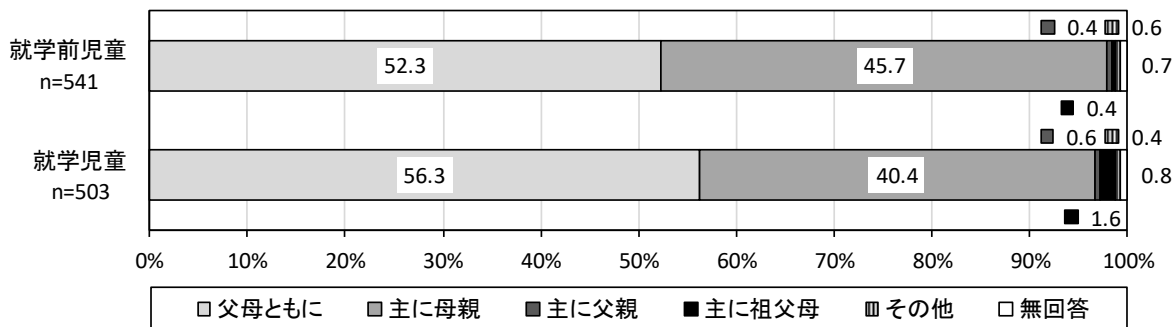
#### (4) 回収結果

調査区分	調査票配布数	回収数	回収率
①就学前児童	1,000件	541件	54.1%
②就学児童	1,000件	503件	50.3%

## 2. 調査結果の概要

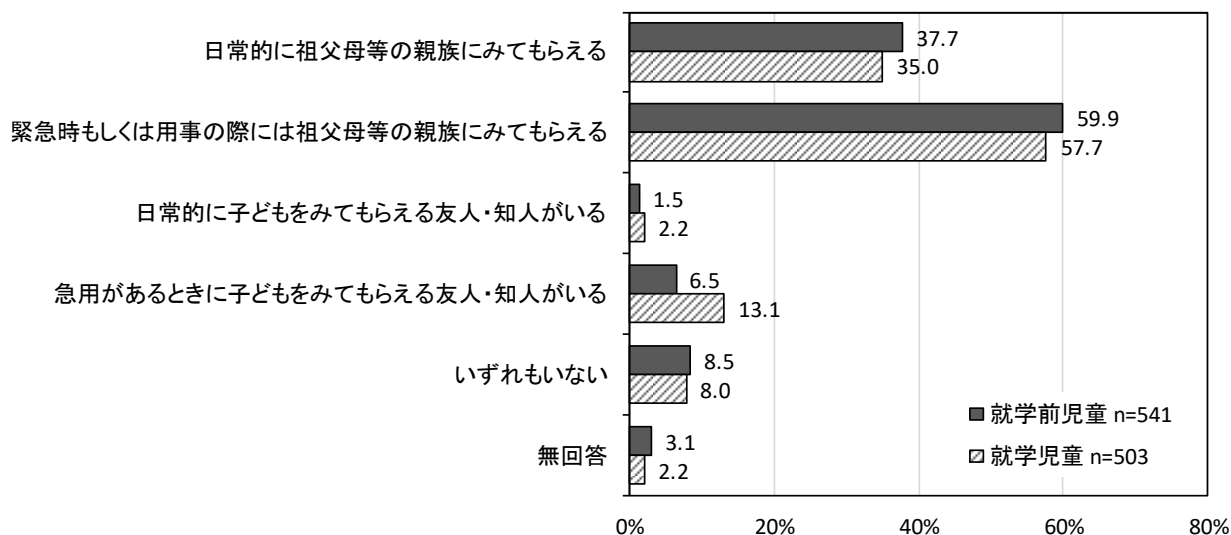
### (1) 子育てを主に行っている方

子育てを主に行っている方は、就学前児童及び就学児童ともに、「父母ともに」が最も多くなっています。また、就学前児童では、就学児童と比べて「主に母親」が5.3ポイント上回っています。



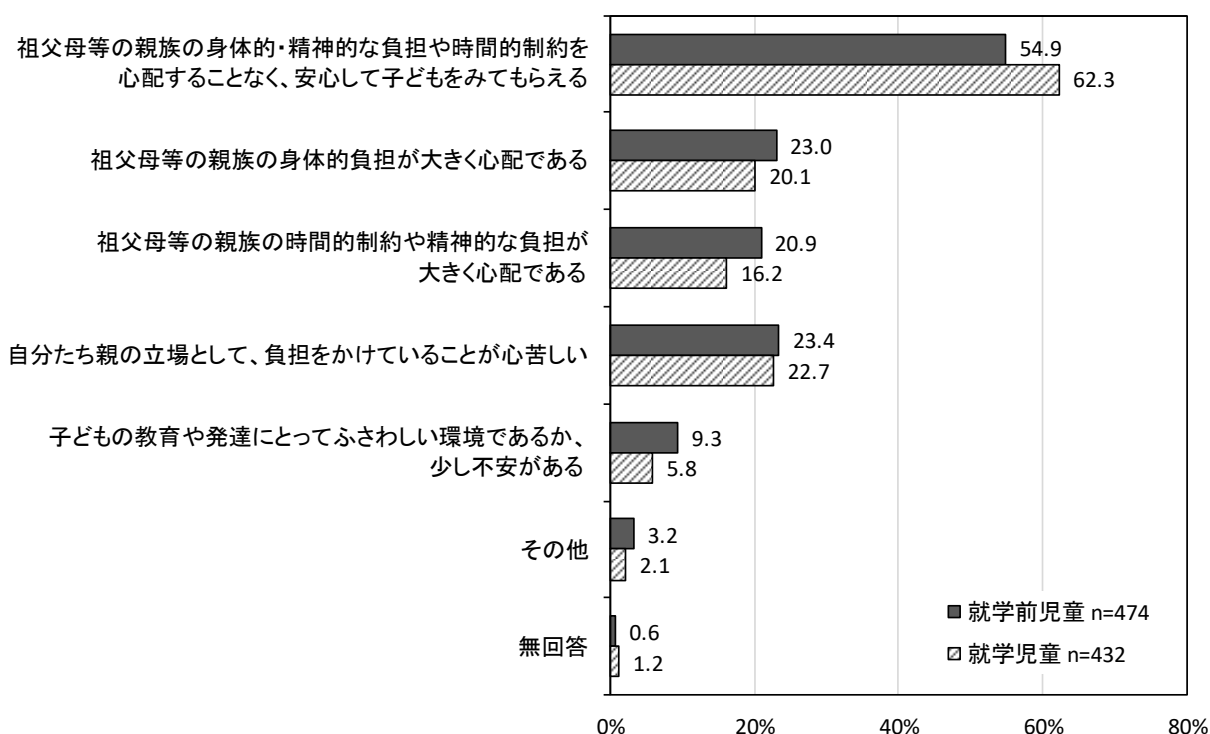
### (2) 子どもをみてもらえる方

子どもをみてもらえる方は、就学前児童及び就学児童ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。また、1割未満であるものの、「いずれもない」という回答もみられます。



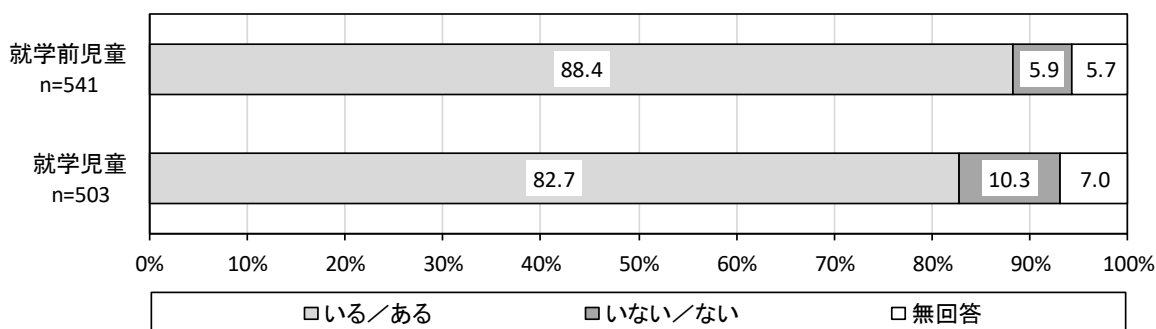
### (3) 祖父母等の親族にみてもらっている状況

祖父母等の親族にみてもらっていると回答した方の状況については、就学前児童及び就学児童ともに、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が最も多くなっている一方で、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」と、負担をかけていることに対して心配している回答も2割程度みられます。



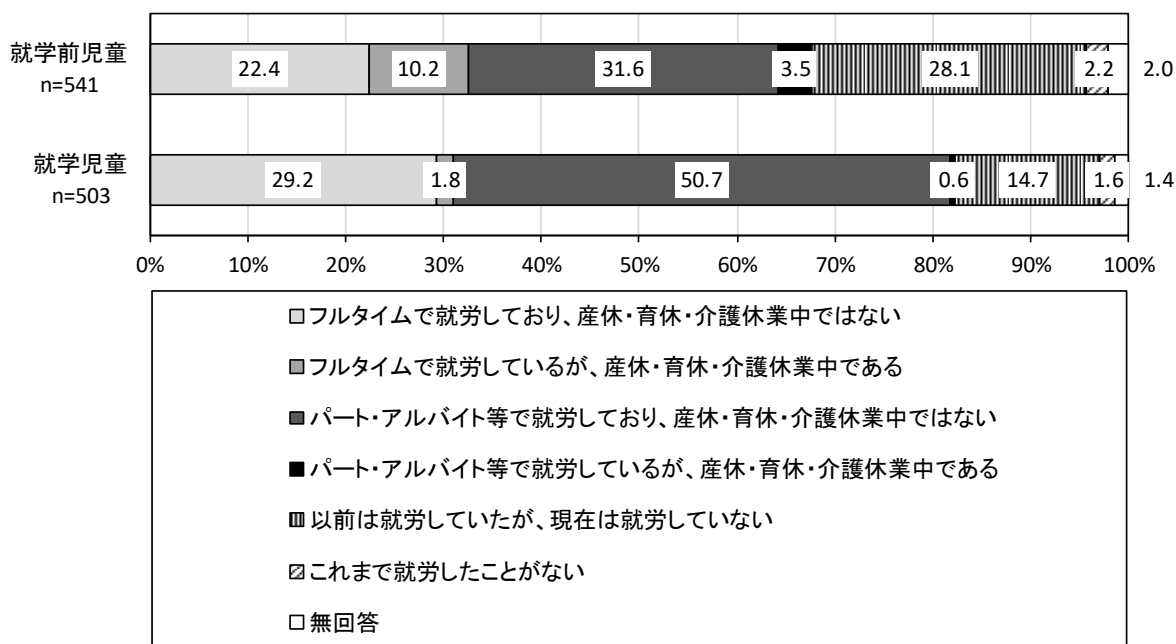
### (4) 相談できる人、場所の有無

相談相手の有無については、「いる／ある」が多くを占める一方で、少数ではあるものの、「いない／ない」という方がおり、就学児童のほうが4.4ポイント上回っています。



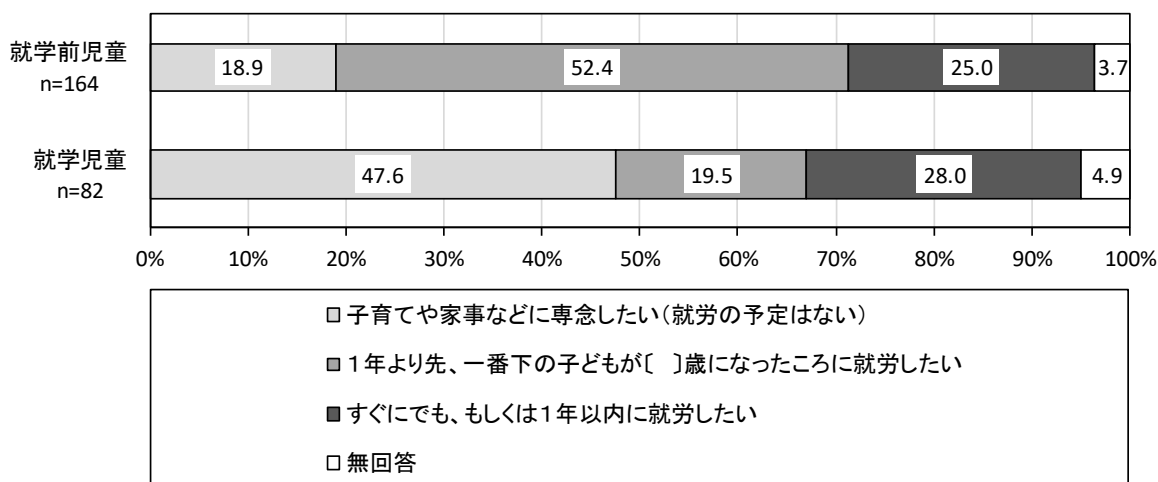
### (5) 母親の就労状況

母親の就労状況については、就学前児童では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が約3割と、就学児童と比べて13.4ポイント上回っています。そのため、就労している母親の割合は就学児童のほうが多く、就学前児童の母親は、出産・子育てにより一時的に就労を中断している状況がうかがえます。



### (6) 就労していない母親の就労希望

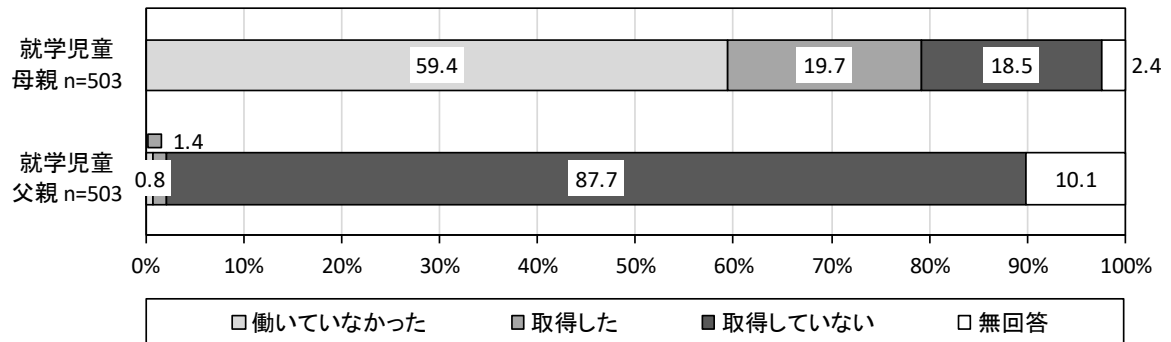
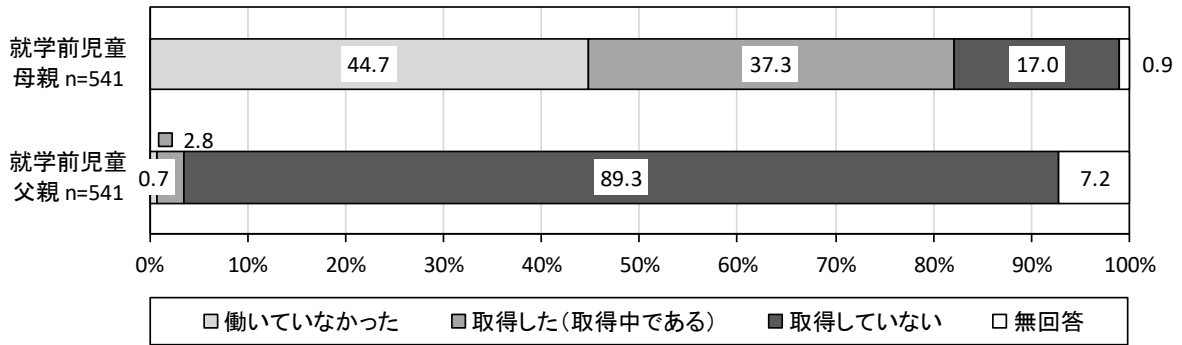
就労していない母親の就労希望については、就学前児童では、就労したい意向を持っている割合が約8割である一方で、就学児童では、約5割となっています。





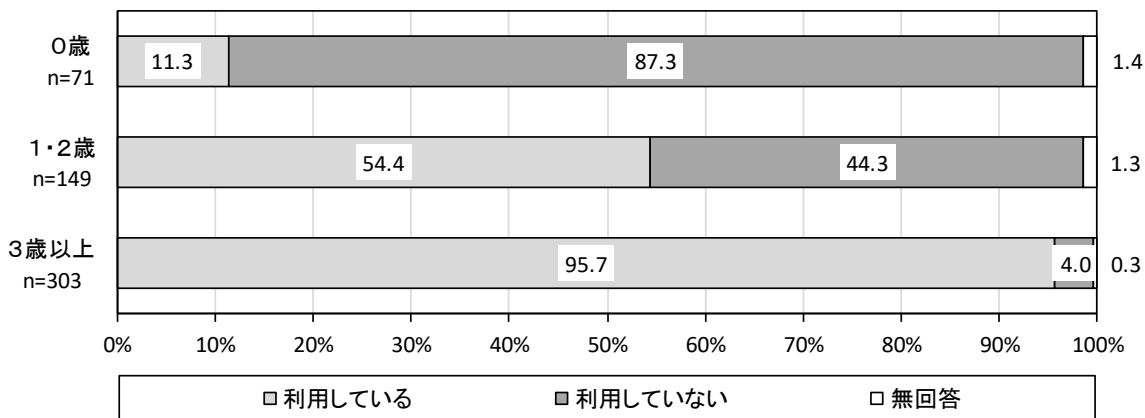
(7) 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況について、「取得した」をみると、就学前児童では、母親が37.3%、父親が2.8%となっています。また、就学児童では、母親が19.7%、父親が1.4%となっています。就学児童に比べて、就学前児童のほうが、母親及び父親ともに、「取得した」の割合が高くなっています。



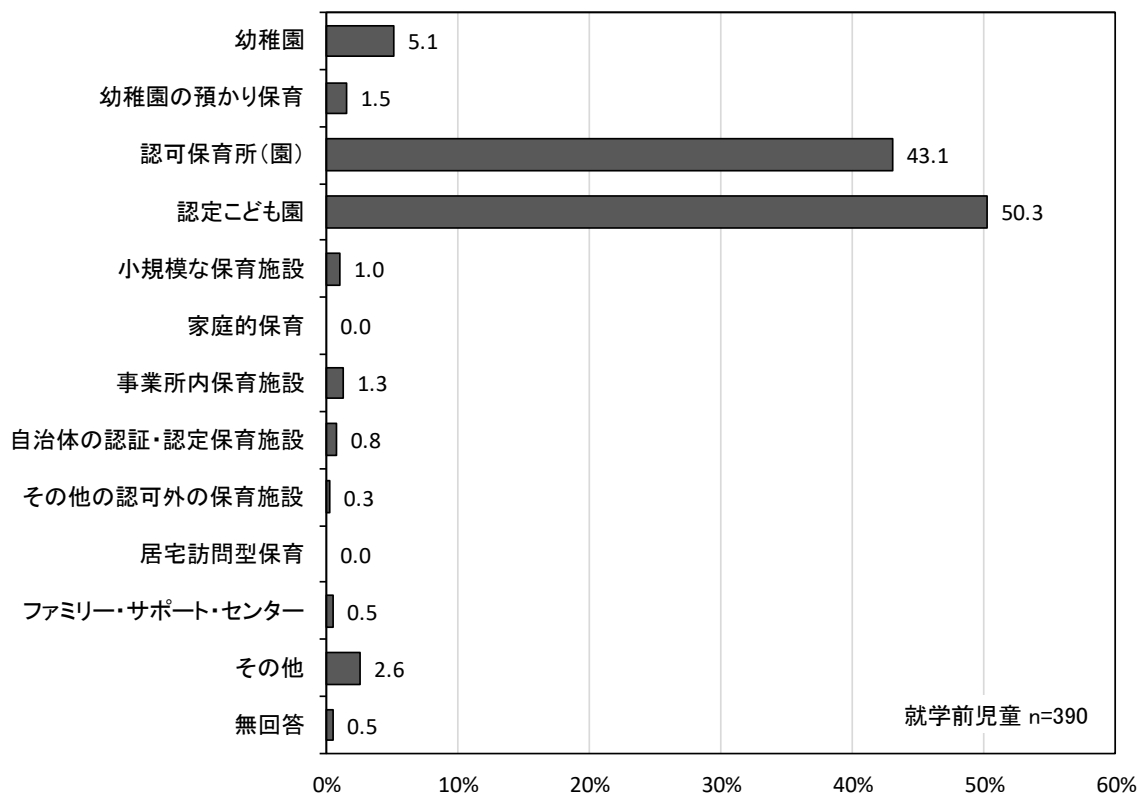
### (8) 保育園及び幼稚園、認定こども園等の利用状況

保育園及び幼稚園、認定こども園等の利用状況について、年齢区分で「利用している」をみると、0歳が11.3%、1・2歳が54.4%、3歳以上が95.7%となっています。



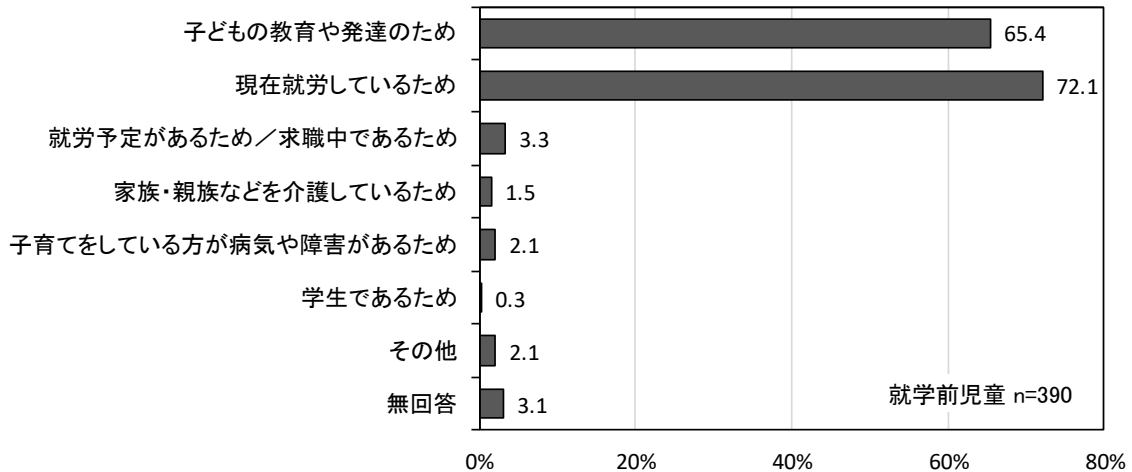
### (9) 平日に定期的に利用している教育・保育事業

平日に定期的に利用している教育・保育事業については、「認定こども園」が最も多く、次いで「認可保育所（園）」となっています。



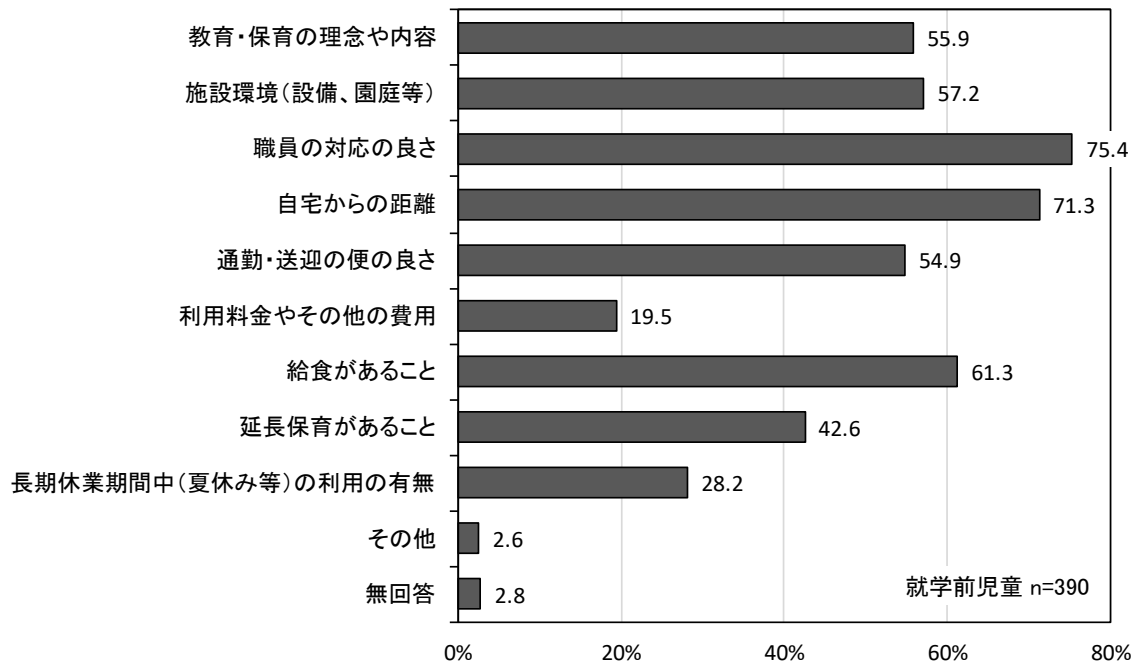
### (10) 教育・保育事業を利用している理由

教育・保育事業を利用している理由については、「現在就労しているため」が最も多く、次いで「子どもの教育や発達のため」となっています。



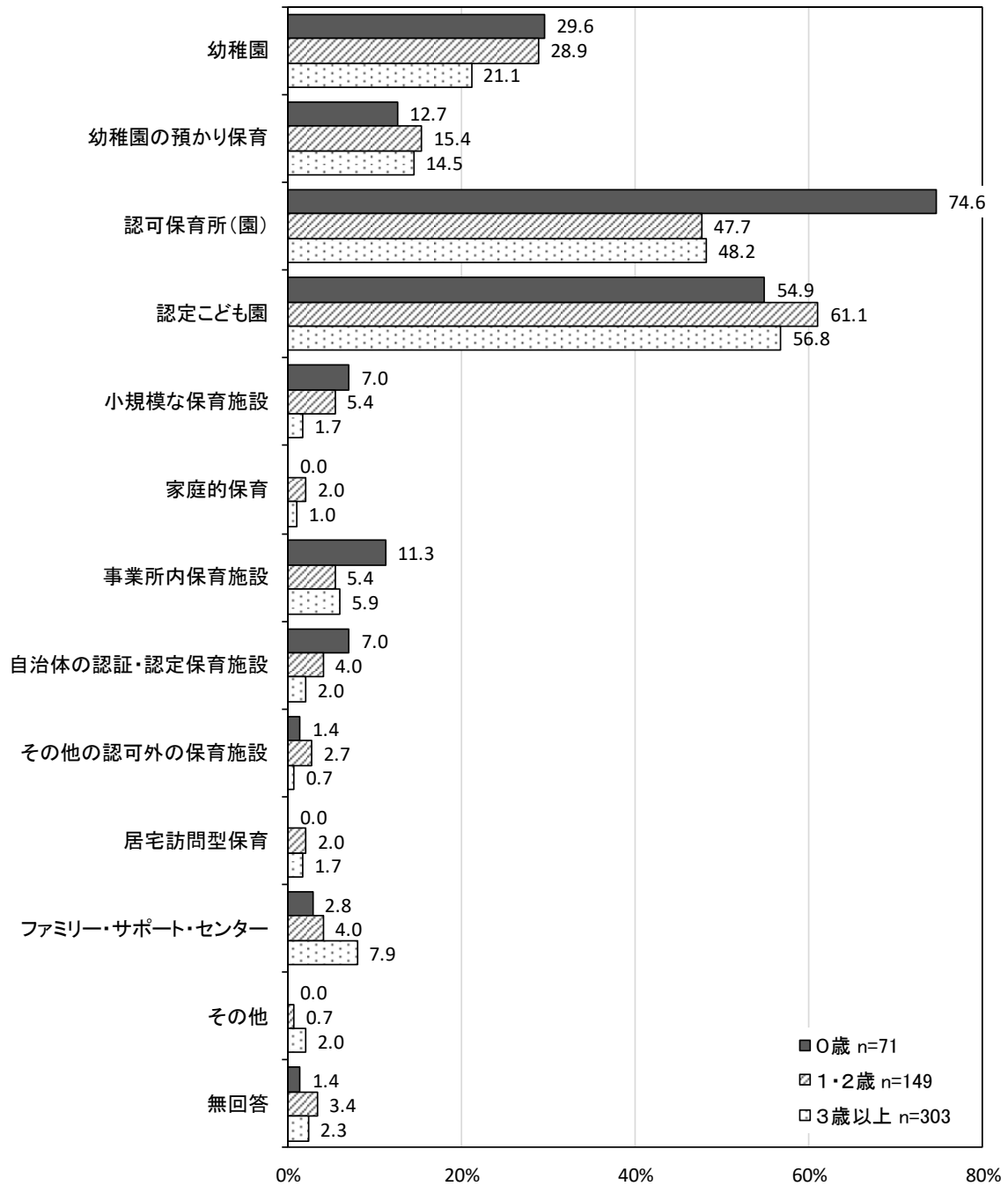
### (11) 教育・保育事業を利用するにあたり、重視すること

教育・保育事業を利用するにあたり、重視することについては、「職員の対応の良さ」が最も多く、次いで「自宅からの距離」、「給食があること」となっています。



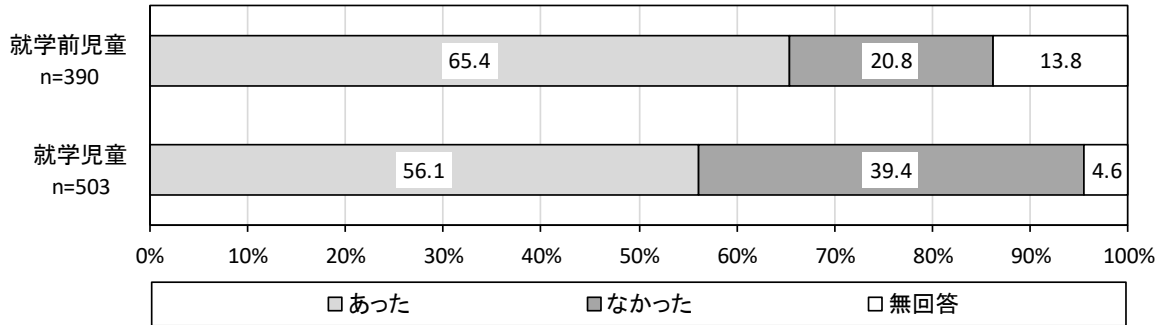
(12) 定期的にご利用したい教育・保育事業

定期的にご利用したい教育・保育事業について、年齢区分で見ると、0歳では「認可保育所(園)」を希望する割合が、他の年齢区分と比べて大きく上回っています。また、「ファミリー・サポート・センター」は、年齢があがるとともに、利用を希望する割合が増加する傾向がみられます。



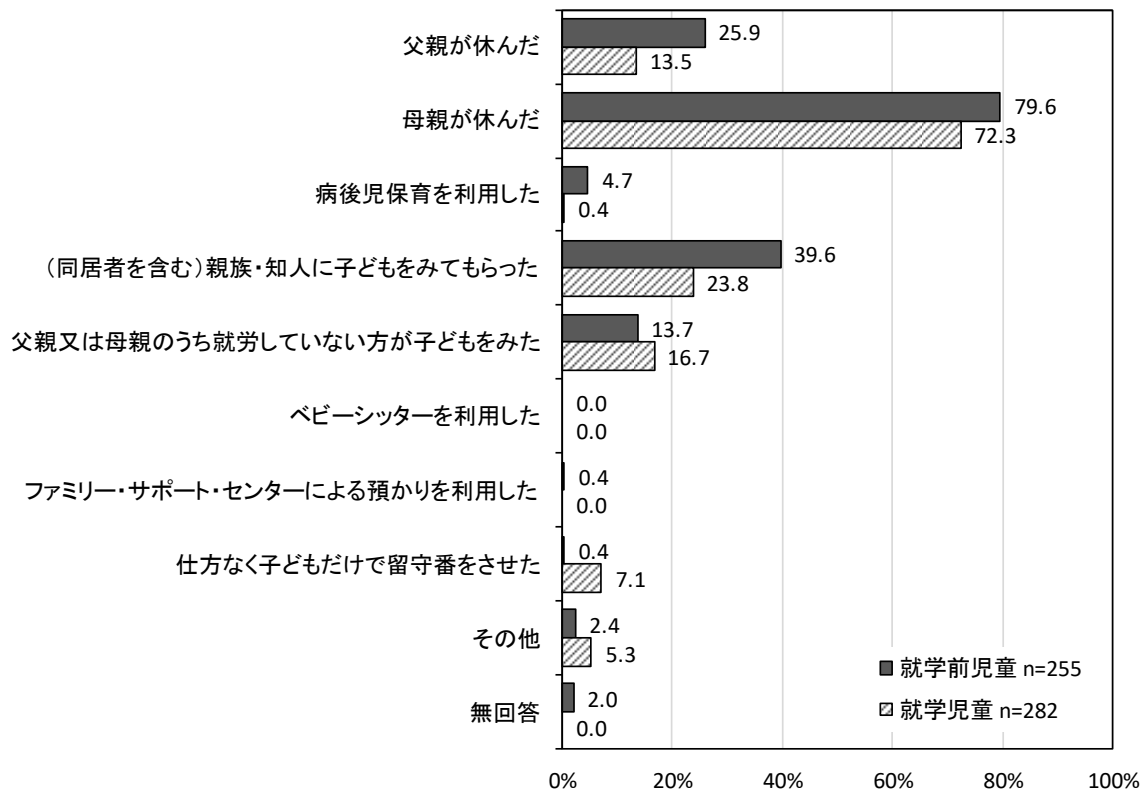
**(13) 病気やケガで事業が利用できなかった、学校を休んだ有無**

病気やケガで事業が利用できなかった、学校を休んだ有無について「あった」をみると、就学前児童が約7割、就学児童が約6割となっています。



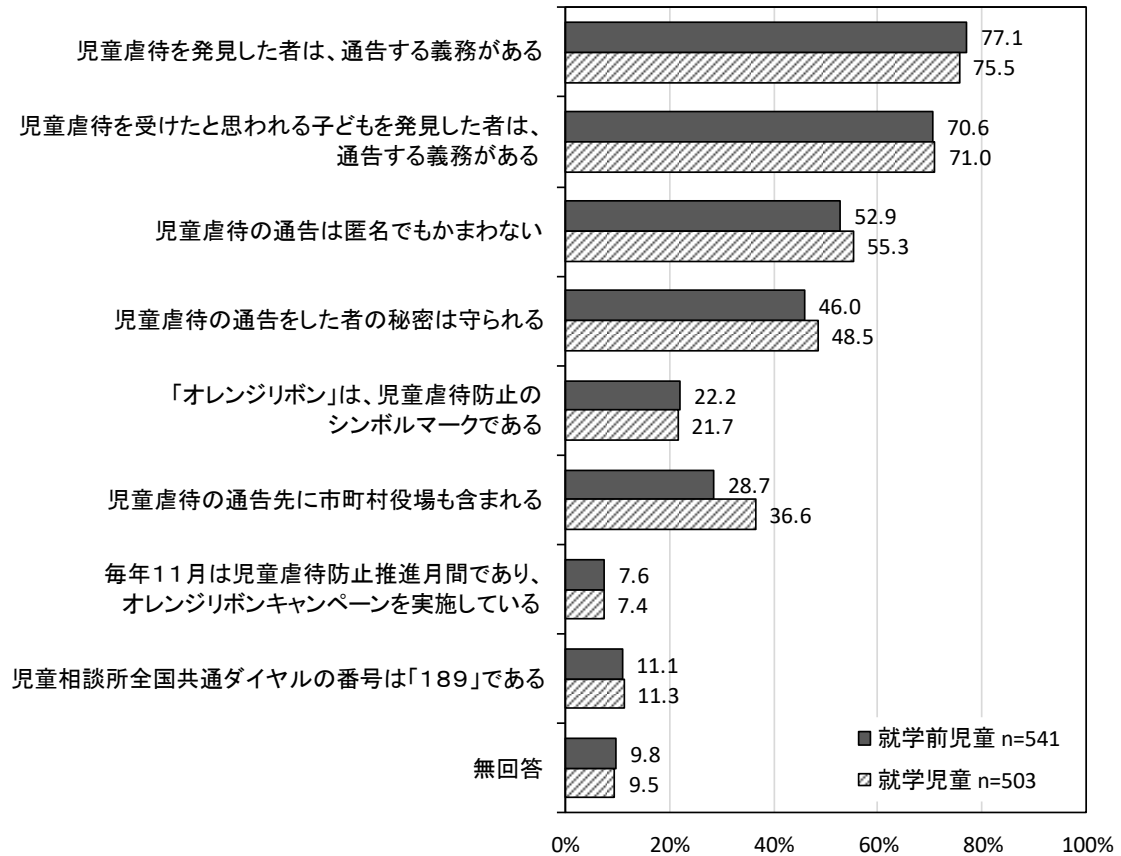
**(14) 病気やケガで事業が利用できなかった、学校を休んだときの対処方法**

病気やケガで事業が利用できなかった、学校を休んだときの対処方法は、就学前児童及び就学児童ともに、「母親が休んだ」が最も多くなっています。また、就学前児童では、「父親が休んだ」、「病後児保育を利用した」、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が、就学児童と比べて高くなっています。



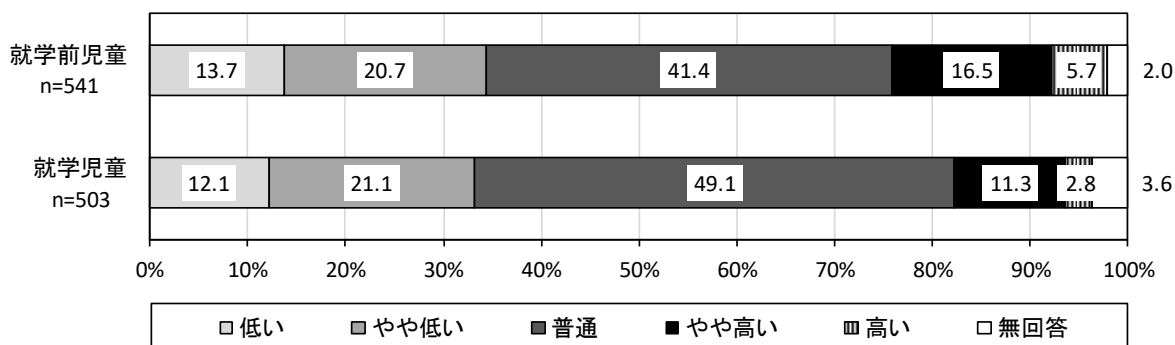
(15) 児童虐待について知っていること

児童虐待について知っていることについては、就学前児童及び就学児童ともに、「児童虐待を発見した者は、通告する義務がある」が最も多く、次いで「児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、通告する義務がある」となっています。



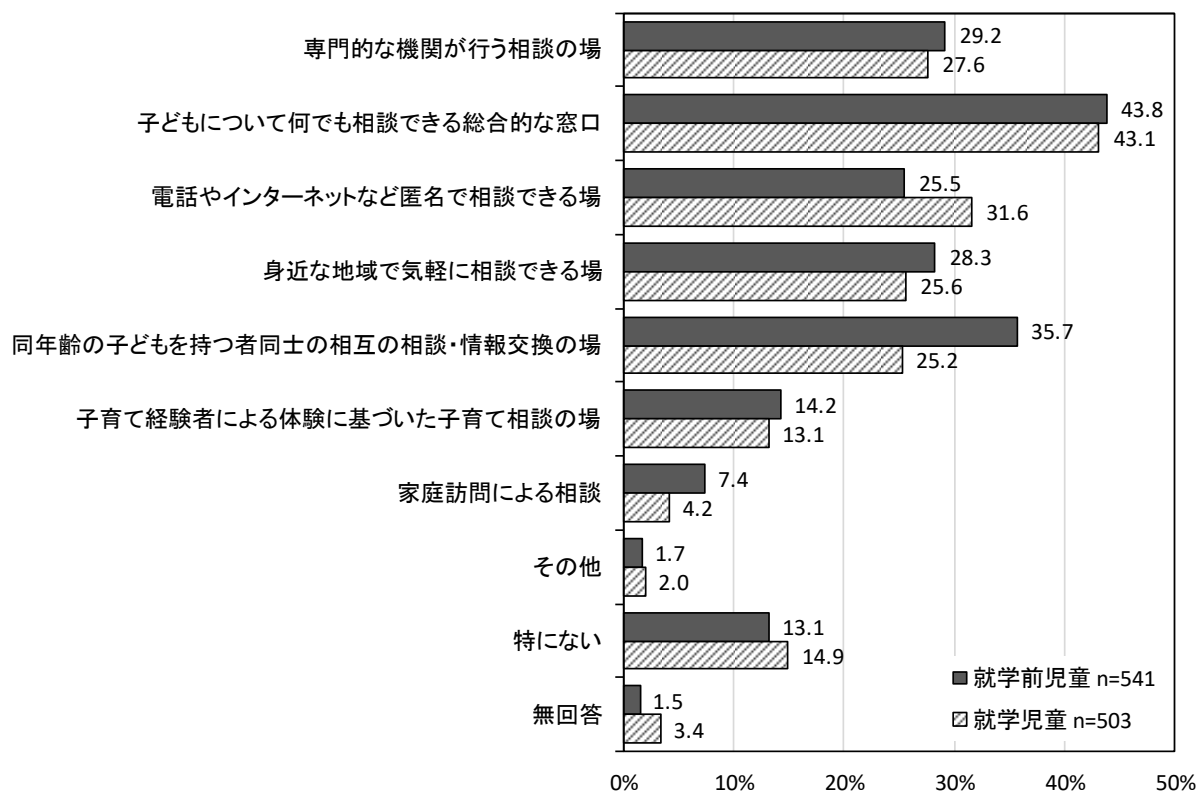
### (16) 子育て支援サービスの満足度

子育て支援サービスの満足度について、「低い」と「やや低い」の合計値は、就学前児童と就学児童で大きな差はみられません。また、「高い」と「やや高い」の合計値は、就学児童に比べて、就学前児童のほうが高くなっています。



### (17) 充実を希望する相談場所

充実を希望する相談場所については、就学前児童及び就学児童ともに、「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」が最も多くなっています。就学前児童と就学児童で大きな差がみられる項目は、「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の場」、「電話やインターネットなど匿名で相談できる場」となっています。



### 第3節 子ども・子育て支援に向けたこれまでの取組

「第1期安中市子ども・子育て支援事業計画」では、基本理念の実現のために、4つの基本目標の下、事業を展開してきました。

#### ■基本目標1 子ども・子育て家庭を支える体制の整備

- 市の窓口の子育てコンシェルジュを配置し、情報提供や相談を行いました。
- 年少人口は減少傾向にありますが、学童クラブの利用者は増加傾向にあります。受け入れ態勢の整備として、増設や改修など、順次対応している状況です。

##### 【放課後児童クラブ（学童クラブ）の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
放課後児童クラブ(学童クラブ)利用者(人)	538	619	624	691

- ミニ・ファミリー・サポート・センターに始まり、平成29年度よりファミリー・サポート・センター事業へ移行し実施しています。

##### 【ファミリー・サポート・センター事業の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
預かり等 利用者(人日/年)	—	—	158	158
うち 就学児	—	—	75	69
送迎のみ 利用者(人日/年)	—	—	167	165

#### ■基本目標2 子どもの最善の利益をもたらす取組の推進

- 妊婦健康診査や乳幼児健康診査事業、こんにちは赤ちゃん事業等、妊娠初期から出産期、育児期にかけてさまざまな事業・教室等を実施しています。
- 不妊治療費助成事業や不育治療費助成事業、新生児聴覚検査費用助成事業の拡充を行いました。
- 産後ケア事業を開始しました。
- 子育て家庭への経済的な負担の軽減を図るため、児童手当や子ども医療費助成制度の支給を行いました。
- 育児ヘルパー事業は、妊娠中から利用できるよう拡充し、産前産後ホームヘルプサービス事業と事業名を改めました。
- 市内で子ども食堂を運営する個人・団体と自治体、各関係機関が連携・協議を行い、地域福祉の向上を図るため、子ども食堂連絡会議を実施しました。



- 要保護児童対策地域協議会では、個別ケース会議や実務者会議等を開催し、関係機関のネットワークを強化し、児童虐待の発生予防、早期発見に努めています。
- ひとり親家庭支援、就労支援として職業訓練等の案内や母子父子相談、生活支援としての手当、助成を行いました。また、非課税世帯やひとり親家庭へのファミリー・サポート・センター利用料補助を行いました。
- 発達支援の必要な子どもについて、個別相談などから健診事後教室、二次健診、県のコンサルテーション事業などへつなぐことで、支援の充実を図りました。
- 配慮が必要な児童生徒には、各学校の実態に合わせ支援員を配置するとともに、教員の特別支援教育に対する研修に取り組んでいます。
- 障がいのある子ども（疑い含む）に対し、児童発達支援や放課後等デイサービス等の個別給付を行いました。
- 中学生等が、乳幼児とのふれあい体験等を通し、乳幼児についての知識等を深め、自分自身や命の大切さを学びました。

### ■基本目標3 子どもを生き育てる喜びを家庭や地域で分かちあえる地域社会づくり

- 小学校を中心に、学校支援ボランティア組織があり、学習活動や学校生活、環境整備等の支援をいただいています。
- 児童委員（民生委員）・主任児童委員活動では、子育てに関する情報提供や心配事の相談を受けています。年1回、主任児童委員を中心に、乳幼児家庭を訪問しています。必要に応じて、市へ情報提供を行いました。
- 保育園、幼稚園、認定こども園、子育て支援センターの行事等において、地域の高齢者やご近所の方を招き、世代間交流を実施しました。
- 男女共同参画推進の啓発として、講演会を実施しました。

### ■基本目標4 安全で安心して子育てできる生活環境の整備

- 防犯ブザーを小学校入学時に全児童へ配布しました。保護者や地域のボランティア、スクールガードリーダーやスクールサポーターによる、子どもの安全見守りや防犯パトロールを行いました。
- 市内小中学校通学路において、安全点検を行いました。指摘された危険箇所の改善や劣化により生じる水溜まり等の解消を行い、必要により路面標示、グリーンベルトの設置等の安全対策を行いました。
- 四季の交通安全運動や、児童、小学生、保護者向けなど対象別の交通安全教育を行いました。
- 総合防災訓練や防災講演会を定期的実施しました。災害対応ガイドブックや広報、出前講座などで、家庭状況に応じた避難の方法や備蓄品などを掲載して、災害時への備えについて普及・啓発を図りました。

## 第4節 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

---

### 《少子化の対策に向けた取組の推進》

本市では、過去5年間の出生数が300人前後で推移しており、少子化が進行している状況です。少子化の進行には、非婚化・晩婚化も影響しており、本市の未婚率は男性、女性ともに、増加傾向で推移しています。

少子化の進行を防ぐための取組として、安心して妊娠・出産を迎えるための正しい知識の普及啓発、不妊治療や産前・産後における相談体制の充実なども重要です。子育ての視点においては、民間企業の育児休業制度や短時間勤務制度の取得に対する理解、地域住民による子育て支援など、行政のみならず、子育てに関わる地域・企業・学校など、社会全体で取り組むことが重要です。

### 《子育てと仕事の両立に向けた取組の推進》

女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯も増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭も増加していると予測されます。

家庭においては、依然として男性が育児へ参加する時間が少ないという状況であり、職場での働き方改革などを通じて、男性の育児参加を促進していく必要があります。

男性も女性も仕事との両立を図りながら、安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層、社会全体へと浸透させていくことが重要です。

### 《子どもたちの健やかな成長を守るための取組の推進》

少子高齢化の進行、高度情報化に伴う情報格差、子どもの虐待など、社会的要因が複合的に重なることで、児童生徒が置かれている環境も多様化、深刻化してきている状況です。あらゆる問題を早期に発見し、適切に対応するためには、行政、保健・医療機関、学校、地域などが連携したネットワークの構築が重要であり、様々な困りごとを抱える児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな対応が求められています。

いじめや不登校、児童虐待などの諸問題に適切に対応するため、児童生徒及び保護者に対する相談体制や支援体制の充実、未然に防止するための取組が重要です。

### 《子どもたちが夢と希望をもち、育つ社会の実現に向けた取組の推進》

子育てをめぐる家庭の状況は、障がい、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々です。多くの保護者は、子どもの子育てや教育に最も影響すると思われる環境は「家庭」であると考えられていることから、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な自立支援を推進し、次代を担う子どもたちが、夢と希望をもち、健やかに育つ社会を実現することが重要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

少子化や核家族化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育ての孤立感や負担感など、子どもを取り巻く環境には依然として様々な課題が生じています。

本市の場合は、子育ての支援を親族から得られるケースが比較的多いものの、支援を得られない世帯もあり、支援してくれる親族がいても、親族の高齢化が進んでいるといった問題も生じています。

保護者が、喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てできる環境を整え、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指していくことは急務です。

子どもたちが夢と希望を持って、未来に羽ばたいていける力を育むことは、地域社会の発展につながります。また、子どもの笑顔があふれるまちとなることは、地域社会の活気を生み出すこととなります。

そのため、本計画においては、子どもの視点に立ち、子どもの育ちと学びをつなぐための教育・保育環境の充実や、子育て支援の環境の更なる充実を図ります。

そして、子育ては「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつ、地域が一体となって子どもの育ちを支え、子育て家庭が安心して、子育てができ、笑顔あふれる子どもたちが健やかに育っていくように、基本理念を下記のとおり設定し、良質かつ適切な支援策を展開していきます。

**地域で支えあい、未来に羽ばたく子どもが  
健やかに育つまち**

## 第2節 基本的な視点

---

子ども・子育て支援事業計画では、「子ども・子育て支援法」に基づく「基本指針」を踏まえ、「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

### 《子どもの最善の利益》

地域の人々とのつながりを持ち、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を担うすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現できる社会を目指します。

### 《喜びを感じることができる子育て》

共働き家庭や非正規雇用割合が増加するなど、親の就労状況も変化しています。このような状況において、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、喜びを感じながら子育てができるよう妊娠・出産期・育児期までの切れ目のない支援を行います。

### 《よりよい親子関係の形成と子どものより良い育ちの実現》

男女ともに親が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援により、よりよい親子関係を形成していくことで、子どものより良い育ちを実現していくことを目指します。

## 第3節 基本目標

基本理念を実現するために、次の5つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

子ども・子育て支援事業計画	<b>基本目標1 子ども・子育て家庭を支える体制の整備</b>
	<p>子育て世帯を支えながら、乳幼児期における発育・発達の各段階に応じた質の高い教育・保育が提供できるよう、市民ニーズを勘案し、事業者と連携しながら教育・保育の提供体制の充実を図ります。</p> <p>また、保護者の就労状況や生活環境など、子育てを取り巻く家庭環境の違いや子どもの発達程度にかかわらず、子育てするすべての人に対して様々な支援が提供できるよう、地域と連携しながら、施設や人材、情報など地域の様々な資源を活用し、サービス提供体制の整備を図ります。</p>
次世代育成支援行動計画	<b>基本目標2 子どもの最善の利益をもたらす取組の推進</b>
	<p>心身ともに健やかに子どもが生まれ育つことは、子どもにとって一番の幸せであり、活力ある未来社会を構築していくためにも必要不可欠なことです。そのため、すべての子どもが守られ、その子らしさが尊重されるように、子どもの権利を守るまちづくりを目指します。</p> <p>また、ひとり親家庭、虐待経験のある子どもや、障がいのある子どもとその家庭など、支援が必要な場合には、子どもへの最善の利益がもたらされるような取組を推進します。</p>
	<b>基本目標3 子どもを生き育てる喜びを家庭や地域で分かちあえる地域社会づくり</b>
子どもの貧困対策推進計画	<p>核家族化や少子化、都市化が進む中、子育てに不安や負担を感じる保護者も多く、子育て支援は行政のみならず、日頃から地域の支えあいが重要となっています。</p> <p>また、子育て支援を地域で行っていくことは、子どもを軸とした新たなまちづくりの展開も期待されます。そこで、子どもを生き育てる喜びを家庭や地域で分かちあえるように、家庭や地域の教育力の向上や子育て支援のネットワークづくりなどに取組むとともに、就労する保護者の増加を踏まえて、職業と家庭生活が両立でき、男女が良きパートナーとして家事や育児を行えるような地域社会づくりを目指します。</p>
	<b>基本目標4 安全で安心して子育てできる生活環境の整備</b>
子どもの貧困対策推進計画	<p>昨今では、地震や風水害といった災害の発生頻度が高まっており、また、子どもが巻き込まれる交通事故や犯罪が大きく取り上げられています。</p> <p>そこで、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境を整備するとともに、地域住民、関係機関と一体となり、防災対策や交通安全対策、防犯対策など、子どもを守る生活環境の整備を図ります。</p>
	<b>基本目標5 子どもの貧困対策の推進</b>
	<p>貧困の問題は、単に経済的困窮の問題だけでなく、様々な要因を抱えており、子どもや親の努力だけでは貧困から抜け出すのは難しく、深刻化する場合もあることから、早期にシグナルをキャッチし、必要な支援へとつなぐため、家庭、学校、地域、行政が一体となり、子どもの貧困対策を総合的に推進します。</p>

## 第4節 施策の体系

【基本理念】

地域で支えあい、未来に羽ばたく子どもが健やかに育つまち

【基本目標】

【施策の方向性及び基本施策】

【基本理念】	【基本目標】	【施策の方向性及び基本施策】
地域で支えあい、未来に羽ばたく子どもが健やかに育つまち	<b>基本目標 1</b> 子ども・子育て家庭を支える体制の整備	<b>1 教育・保育提供区域の設定</b> <b>2 幼児期の学校教育・保育サービスの提供体制の整備</b> <b>3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備</b> <b>4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容</b>
	<b>基本目標 2</b> 子どもの最善の利益をもたらす取組の推進	<b>1 母子の健康の確保及び増進</b> (1)子どもや母親の健康の確保 (2)食育の推進 (3)思春期保健対策の充実 (4)小児医療の充実 <b>2 子育て支援基盤の充実</b> (1)子育て支援サービスの充実 (2)子どもの居場所・活動の場の充実 <b>3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備</b> (1)次代の親の育成 (2)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備 <b>4 子どもの権利の尊重</b> (1)子どもの権利に関する理解の醸成 (2)児童虐待防止対策の強化 (3)ひとり親家庭の自立支援の推進 (4)支援が必要な子どもへのきめ細かな取組の推進 (5)被害にあった子どもの保護の推進 (6)外国につながる子ども・家庭への支援 (7)子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	<b>基本目標 3</b> 子どもを生き育てる喜びを家庭や地域で分かちあえる地域社会づくり	<b>1 地域社会における子育ての支援</b> (1)家庭や地域の教育力の向上 (2)子育て支援ネットワークづくり <b>2 仕事と生活の調和の推進</b> (1)仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し (2)仕事と子育ての両立支援
	<b>基本目標 4</b> 安全で安心して子育てできる生活環境の整備	<b>1 安全・快適な生活環境の整備</b> (1)生活環境の整備 (2)安心して外出できる環境の整備 <b>2 子ども等の安全の確保</b> (1)子ども等の交通安全を確保するための活動の推進 (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3)子どもを災害から守るための活動の推進
	<b>基本目標 5</b> 子どもの貧困対策の推進	<b>1 子どもの貧困対策推進計画の背景</b> <b>2 子どもの貧困対策の方針</b> (1)生活の安定に資するための支援の充実 (2)教育支援の充実 (3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実 (4)経済的支援の充実 (5)支援体制の整備・充実

## 第4章 子ども・子育て支援事業計画

### 基本目標1 子ども・子育て家庭を支える体制の整備

#### 1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業の提供区域を定めることとしています。本市においては、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備状況から、市全域とする1区域を設定します。

#### 【教育・保育施設等の設置状況】

単位：人、か所

	人口	11歳以下	5歳以下	教育・保育施設				小学校	中学校(公立・私立)	学童	子育て支援センター	支援児童 未就園児童 親子
				認定こども園	保育園	幼稚園	地域型保育施設					
市全域	57,861	4,498	1,967	7	11	0	2	12	6	19	8	4

※平成31年4月1日現在

## 2. 幼児期の学校教育・保育サービスの提供体制の整備

### 事業の概要

「幼児期の学校教育・保育サービス」とは、保育園及び幼稚園、認定こども園等で提供されるサービスをいいます。

平成27年度から導入された子ども・子育て支援新制度では、保育園及び認定こども園などの施設を利用する場合は、子どもの年齢や保護者の就労状況等に応じた利用のための認定を受ける必要があります。

本市は、この認定区分に基づき、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める必要があります。

### 【申請と認定の種類】

・保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。

↓

・保育の必要性から支給認定基準を認定。

● 1号認定：満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）

● 2号認定：満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）

● 3号認定：満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）

※ 2号認定、3号認定（保育認定）については、保護者の就労時間に応じて、「保育標準時間（長時間）認定」と「短時間認定」に保育の利用時間を区分。

### 現状と課題

本市の教育・保育施設は、令和2年3月現在、認定こども園が7か所、認可保育園が11か所、地域型保育施設が2か所となっています。利用状況は、1,400人程度で推移していますが、年齢別にみると、0歳児と2号認定の利用が増加傾向にあります。このため、低年齢児保育をはじめとする受け入れ体制の充実が求められています。

### 今後の方向性

○質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を図ります。

○0歳児及び2号認定の保育ニーズが高まる中、希望する年齢や地域で保育サービスを利用できるよう、ニーズに基づく適切なサービスの提供体制の整備を推進します。



### 量の見込み及び確保方策

#### 【1号認定（3～5歳児）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	①利用者推計総数(人)	236	228	220	213	204
確保方策	②確保提供総数(人)	300	300	300	300	300
	差異 ②-①(人)	64	72	80	87	96
	施設数(か所)	7	7	7	7	7

#### 【2号認定（3～5歳児）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	①利用者推計総数(人)	724	701	676	655	625
確保方策	②確保提供総数(人)	784	784	784	784	784
	差異 ②-①(人)	60	83	108	129	159
	施設数(か所)	18	18	18	18	18

#### 【3号認定（1・2歳児）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	①利用者推計総数(人)	332	322	317	314	312
確保方策	②確保提供総数(人)	365	365	365	365	365
	差異 ②-①(人)	33	43	48	51	53
	施設数(か所)	20	20	20	20	20

※特定地域型保育事業を含む

#### 【3号認定（0歳児）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	①利用者推計総数(人)	32	31	30	29	28
確保方策	②確保提供総数(人)	96	96	96	96	96
	差異 ②-①(人)	64	65	66	67	68
	施設数(か所)	20	20	20	20	20

※特定地域型保育事業を含む

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、すべての家庭及び子どもを対象とする事業として、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

実施にあたっては、多様化する市民ニーズの把握を行い、それぞれの事業について地域の実情に応じて実施していきます。

#### (1) 利用者支援事業

##### 事業の概要

子どもとその保護者が保育園及び幼稚園、認定こども園などの教育、保育施設や一時預かりをはじめとする地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるように、関係機関との連絡調整を行い、情報提供や相談、支援を行う事業です。

##### 現状と課題

本市では、市の窓口の子育てコンシェルジュを配置し、保護者の個々のニーズに応じて保育園や認定こども園などの教育・保育施設や一時預かりをはじめとする地域の子育て支援事業の中から状況に適したサービスを選択して利用できるように情報提供や相談、助言を行っています。子育て支援につながる幅広い情報の集約や情報発信の在り方などについては、さらなる検討や工夫が必要です。

##### 今後の方向性

- 市内の各地域子育て支援センターと情報の共有や交換を行います。
- 子育て支援につながる幅広い情報を収集、整理し子どもと保護者の幅広い支援に努めます。

##### 量の見込み及び確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	基本型・特定型(か所)	1	1	1	2	2
	母子保健型(か所)	—	—	—	—	—
確保方策	基本型・特定型(か所)	1	1	1	2	2
	母子保健型(か所)	—	—	—	—	—

## (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

### 事業の概要

保護者が楽しく子育てできるように乳幼児やその保護者が相互の交流を行う事業です。地域の子どもたちが遊びや出会いの場づくりとともに、子育てについての相談、情報の提供や助言などの支援を行う事業です。

### 現状と課題

本市では、8か所の保育施設で地域子育て支援拠点事業を展開しています。少子化や核家族化が進む中、乳幼児やその保護者の交流の場として重要な拠点となるため、事業の周知を図るなど利用促進を図っていく必要があります。

### 今後の方向性

- 公設の地域子育て支援拠点事業を行う施設（あんなかスマイルパーク）を建設中です。すでに実施中のセンターと連携し、ニーズに合った事業及び活性化を図ります。
- 利用者支援事業と連携し、相談機能、情報発信機能等の機能強化を図ります。

### 量の見込み及び確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	利用者推計総数(人回/月)	900	900	900	900	900
確保方策	施設数(か所)	8	9	9	9	9

### (3) 妊婦健康診査

#### 事業の概要

妊婦の健康の保持や増進を図るため、健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた検査を実施する事業です。

#### 現状と課題

母体と胎児の健康を守り、安心して出産が迎えられよう、妊婦健康診査費用の一部助成を行っています。14回分の妊婦健康診査票を母子健康手帳と一緒に交付し、健診受診率の向上につながっています。出生数の減少に伴い、利用実績も減少傾向です。

#### 今後の方向性

- 妊婦の経済的負担を軽減するため、健診費用の一部助成を継続します。
- 妊娠中の母体・胎児の異常を早期に発見し、適切な管理・治療に結びつけます。

#### 量の見込み及び確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	年間延べ回数(人回/年)	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### 事業の概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスにつなげる事業です。

### 現状と課題

本市では、乳児を抱える子育て中の家庭の孤立を防ぎ、すべての子どもの健全な育成環境を確保するため、各地区の母子保健推進員に委託し、乳児家庭全戸訪問事業を行っています。

下記の支援実施により、支援が必要であると認められた場合は、庁内の関係部署と情報を共有し、要支援家庭に対する提供サービスの検討及び関係機関との連絡調整を図り、継続的な支援、見守りを行っています。

- ①育児に関する不安や悩みの聴取及び相談
- ②子育て支援に関する情報提供
- ③乳児及び保護者の心身の様子及び養育環境の把握

### 今後の方向性

- 乳児家庭全戸訪問事業を継続し、子どもの健やかな成長を地域で見守り、支えていくようにします。
- 子どもと保護者の地域との接点を深め、子どもの健やかな成長を地域で支えられるように、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭への訪問を継続します。
- 成長過程における不安や、虐待等のおそれがある家庭など、早期の対応が行えるよう、今後も庁内の関係部署が情報を共有し、支援の必要が認められた場合は、状況に応じた適切な対応に努めます。

### 量の見込み及び確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	訪問対象人数(人)	265	256	248	240	232

## (5) 子どもを守るネットワーク機能強化事業／養育支援訪問事業

### 事業の概要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、児童虐待などに対する市町村の体制強化を図るために設置するものです。

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前に支援を行うことが必要な妊婦に対し、養育が適切に行われるよう養育に関する相談、指導、助言など必要な支援を行う事業です。

### 現状と課題

市は、子ども課に児童相談窓口を設け、家庭児童相談員や保健師が相談支援を行っています。児童相談延べ件数は、増加傾向です。また、児童虐待や養育の問題が生じる家庭は、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、経済状況、養育者の心身の状態、子どもの特性など、種々な背景を持っている場合が多く、家庭全体の問題ととらえ、関係機関との連携を強化するとともに、相談体制の充実・強化を図ります。

### 今後の方向性

- 虐待の未然防止という視点で適切かつ早期の対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を組織し、関係機関による情報交換や支援内容の協議・啓発活動などを継続します。
- 今後も家庭・地域をはじめ、関係機関との連携をより一層強化し、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、具体的な支援を進めます。
- 児童虐待に関する市民の理解が深まり、協力が得られるように、啓発活動を継続的に行っていきます。
- 子ども課に「子ども家庭総合支援拠点」の設置を検討します。
- 養育支援訪問事業については、既存の事業と調整を図りながら取り組んでいきます。

### 量の見込み及び確保方策

#### 【要保護児童対策地域協議会の実施】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

#### 【養育支援訪問事業】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	実人数(人)	5	10	10	10	10

## (6) 一時預かり事業（幼稚園型）

### 事業の概要

従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

### 現状と課題

本市では、事業者と協力し、預かり保育を実施しています。施設によって利用状況も異なるため、事業者と連携しながら、市民ニーズに対応できるような体制を整備していく必要があります。

### 今後の方向性

○多様なニーズに対応できるよう、事業者に理解と協力をいただきながら、事業を継続していきます。

### 量の見込み及び確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	①利用者推計総数(人日/年)	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200
	1号認定(人日/年)	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200
	2号認定(人日/年)	—	—	—	—	—
確保方策	②確保提供総数(人日/年)	14,200	14,200	14,200	14,200	14,200
	差異 ②-①(人日/年)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	6	6	6	6	6

## (7) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

### 事業の概要

家庭において保育を受けることが困難な場合に、児童を一時的に預かる事業です。

○一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業）とは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

### 現状と課題

本市では、事業者と協力し、一時保育を実施しています。家庭での保育が一時的に困難となった場合やリフレッシュ等、多様なニーズに応じた利用が進んでいます。施設によって利用状況も異なるため、事業者と連携しながら、市民ニーズに対応できるような体制を整備していく必要があります。

### 今後の方向性

○多様なニーズに対応できるよう、事業者と理解と協力をいただきながら、事業を継続していきます。

### 量の見込み及び確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	①利用者推計総数(人日/年)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
確保方策						
	一時預かり事業(幼稚園型を除く) (人日/年、か所)	2,350 11	2,350 11	2,350 11	2,350 11	2,350 11
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業を除く))(人日/年)	150	150	150	150	150
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ) (人日/年)	—	—	—	—	—
差異	②-①(人日/年)	0	0	0	0	0



## (8) 子育て短期支援事業

### 事業の概要

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、一定期間、必要な保護を行う事業です。

### 現状と課題

核家族化やひとり親家庭が増えています。子どもの安全面からも、対応策について検討していく必要があります。

### 今後の方向性

〇本市において、現在実施していませんが、必要に応じて他の支援サービスとの調整を図りながら、事業の検討を行います。緊急性が高い場合は、児童相談所と連携し対応します。

### 量の見込み及び確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	①年間延べ利用人数(人日/年)	—	—	—	—	—
確保方策	②確保提供総数(人)	—	—	—	—	—
	差異 ②-①(人)	—	—	—	—	—

## (9) 病児保育事業

### 事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

- 病児保育事業（病児対応型）とは、児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。
- 病児保育事業（病後児対応型）とは、児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業です。
- 病児保育事業（体調不良児対応型）とは、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応や保健的な対応等を図る事業です。
- 病児保育事業（訪問型）とは、保護者が就労等のために病気のお子さんを看病できない場合に、自宅に保育者が訪問して、一時的に保育を行う事業です。
- 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）とは、ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業です。

### 現状と課題

本市では、病後児保育と体調不良児対応型を実施していますが、子どもが病気になったときの病児は対象としていません。子どもが病気になったとき、保護者が仕事を休めない場合に一時的に保育を行う病児保育の体制について検討していく必要があります。

### 今後の方向性

- 就労している保護者の支援策の一つとして、事業の改善及び整備を図ります。
- 病児保育については、市内の医師会や医療施設に対して、子育て世代の状況や事業の目的などについて説明し、理解と協力を求めながら実施体制の整備を図っていきます。

### 量の見込み及び確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	①利用者推計総数(人日/年)	700	700	700	700	700
確保方策	②確保提供総数(人日/年)	700	700	700	700	700
	差異 ②-①(人日/年)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	4	4	4	4	4

## (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 事業の概要

子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

### 現状と課題

市ファミリー・サポート・センター事業は、平成29年より実施しています。

また、「子育てサポーター養成講座」は援助を行う会員への講習で、預かり中の子どもの安全対策や、活動の質の維持、向上が目的ですが、会員や入会希望者だけでなく、地域で子育て中の家族を支えたいと思っている方、子育て中の方、子育てに興味のある方なども対象としています。

### 今後の方向性

○今後も、現状の供給体制を維持しつつ、利用しやすい柔軟な運用に配慮します。また、提供会員の増加に向けて、「子育てサポーター養成講座」を継続します。

### 量の見込み及び確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	①年間延べ利用人数(人日/年)	50	50	50	50	50
確保方策	②確保提供総数(人日/年)	50	50	50	50	50
	差異 ②-①(人日/年)	0	0	0	0	0

※量の見込み・確保方策は、就学児童の数値となります。

## (11) 延長保育事業

### 事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に、保育園及び認定こども園で延長保育を実施する事業です。

### 現状と課題

本市では、保護者の勤務状況やニーズを踏まえながら施設ごとに延長保育を実施しています。保護者の就労形態が多様化する中で、延長保育の充実について検討する必要があります。

### 今後の方向性

- 多様化する保護者の就労形態や保育ニーズを踏まえて体制の改善を図ります。
- 幼児期における生活習慣や環境は、その後の成長においても大きく影響するため、過度な残業などが生じないように、子育て家庭に対する事業者の理解が深まるよう努めます。

### 量の見込み及び確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	①利用者推計総数(人)	425	425	425	425	425
確保方策	②確保提供総数(人)	425	425	425	425	425
	差異 ②-①(人)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	8	8	8	8	8

**(12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）****事業の概要**

就労等により、昼間に保護者のいない家庭の小学校児童を対象とし、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

**現状と課題**

本市では、学童クラブの利用者は増えています。共働き家庭の増加に伴い、学童保育の需要も高まっているため、放課後に安心して過ごせる学童クラブの環境整備など、さらなる事業の充実について検討していく必要があります。

**今後の方向性**

- 就労する保護者のニーズを踏まえ、放課後に安心して子どもを預けられる場として、学童クラブの整備を図ります。
- 児童の健全育成や放課後等の多様な活動の場を確保する観点から、国の放課後子ども総合プランを踏まえ、放課後子ども教室の方向性について教育部門と連携して検討していきます。

**量の見込み及び確保方策**

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	低学年	1年生(人)	205	210	213	216	216
		2年生(人)	165	169	171	173	174
		3年生(人)	150	154	155	158	158
	高学年	4年生(人)	100	102	103	105	105
		5年生(人)	65	67	67	68	69
		6年生(人)	41	42	42	43	43
	①利用者推計総数(人)		726	744	751	763	765
確保方策	②確保提供総数(人)		685	725	765	765	765
	差異 ②-①(人)		-41	-19	14	2	0
	施設数(か所)		19	20	21	21	21

### (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 今後の方向性

実費徴収に伴う補足給付事業については、国や県の示す方向性や他市町村の動向等を踏まえながら、特定教育・保育施設を利用する低所得者世帯への支援のあり方などについて、検討を進めていきます。

### (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

#### 今後の方向性

国や県の示す方向性や他市町村の動向等を踏まえながら、新制度における市民ニーズに沿った多様なサービスの提供が展開できるよう、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について、検討を進めていきます。

## 4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

保護者の就労支援、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点など複合的な観点から、教育・保育機能の充実と施設整備を一体的にとらえた環境整備を推進していく必要があります。

本市では、地域により教育・保育施設の整備状況が異なるため、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供を目指して、地域住民のニーズや施設の状態等を勘案して、施設の統廃合や適正な施設規模の確保に向けて検討します。

あわせて、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園についても、地域住民のニーズや設定者の意向、施設・設備等の状態を踏まえ、普及・促進を図っていきます。

また、保育園及び幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所などの相互連携の推進を図るとともに、子どもの成長段階に応じた連続性のある教育・保育の支援を行えるように、保育園及び幼稚園、認定こども園等の職員や小学校職員との交流の場・機会を設けるなど、連携体制の強化を図ります。

さらに、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実に努めます。

## 第5章 子育て支援の多様な取組の展開

### 基本目標2 子どもの最善の利益をもたらす取組の推進

#### 1. 母子の健康の確保及び増進

##### (1) 子どもや母親の健康の確保

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や核家族化、共働き世帯の増加といった家族形態の多様化など、母子を取り巻く環境が多様化・複雑化しています。

妊娠期・出産期・乳幼児期を通じて母子の健康が確保できるよう、保健指導、健康診査や相談・各種健康教室等の充実を図ります。また、産前・産後における不安や育児不安などの軽減を目的として、妊娠期から子育て期の子育て支援について充実を図り、母子保健サービスの向上に努めます。

地域の中で安心して子どもを産み、育てられるよう、関係機関等と連携を強化し、切れ目ない支援体制を構築していきます。

推進施策	事業内容	担当課等
不妊治療費助成事業	不妊治療受診者（夫婦）の経済的負担の軽減を図り、少子化対策の推進を図るため、不妊治療に要する医療費の一部を助成します。	健康づくり課
不育症治療費助成事業	不育症治療受診者の経済的負担の軽減を図り、少子化対策の推進を図るため、不育症治療に要する医療費の一部を助成します。	健康づくり課
子育て世代包括支援センターの設置	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するための総合的な窓口として設置します。	健康づくり課
相談事業	各種母子保健事業における相談のほか、母子健康手帳交付時や子育てハートフルライン（専用電話）による相談を実施します。また、妊娠届、出生届時等の情報収集により、タイムリーに相談対応を行い、課題の早期発見、解決への支援ができるように努めます。	健康づくり課
妊婦健康診査	再掲（38頁参照）	健康づくり課
パパママ教室	妊娠6か月以降の妊婦とその夫を対象に実施します。妊娠中の母体の健康を守り、胎児の健全な発育のために妊娠・出産、育児に対する正しい知識や技術の習得、親としての自覚の向上を図り、親としての自信と自覚の発揚を促します。あわせて、参加者の交流の機会を設け、相談相手を得て不安の解消に積極的に取り組めるように支援します。	健康づくり課

推進施策	事業内容	担当課等
乳児家庭全戸訪問事業	再掲（39 頁参照）	健康づくり課
訪問指導事業	初妊婦及びすべての新生児・産婦に対して訪問指導を実施し、親子の心身の状況や環境等の把握と助言を行い、安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう支援を継続していきます。また、関係機関との一層の連携を図り、必要な支援を行えるように努めます。	健康づくり課
新生児聴覚検査費用助成事業	聴覚障害の早期発見、早期療育を図るためには、新生児期のスクリーニングが重要となるため、保護者の費用負担を軽減し、受検率の向上を目指すことを目的に、検査に要する費用の一部を助成します。	健康づくり課
産婦健康診査事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後早期（出産後約2週間及び1か月）に産婦の健康診査を実施し、心身の状態を確認します。	健康づくり課
産後ケア事業	産後に心身の不調又は育児不安等があるにも関わらず、家族から十分な家事及び育児の援助が受けられない出産後4か月未満の産婦及びその乳児に対し、助産師等により心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施します。母親へのケアとして、出産後の母体の管理及び生活面に関すること、授乳の指導及び母乳育児指導に伴う乳房ケアに関することを実施します。また、乳児の世話、沐浴等の育児サポート、発育・発達の確認、育児相談などを実施します。	健康づくり課
乳幼児健康診査	親子の心身の健康を保持増進するため、4か月児・8か月児・1歳6か月児・3歳児・歯科健診（2歳・2歳6か月）を実施し、医師、歯科医師の診察や保健師、栄養士、助産師、歯科衛生士、心理判定員等による個別相談を行うことで、乳幼児の病気の早期発見や必要な治療、支援へつなげていきます。また、同年齢の子どもと触れあう機会として子育て支援につなげます。	健康づくり課
子育てセミナー	6～9か月の乳児と親を対象に実施します。離乳食の意義、すすめ方について理解を深めるとともに、親子が楽しくふれあいながら、関わり方のコツを学び、親子の絆を深めることができるよう、講話・実習・育児相談を行います。また、親同士の仲間づくりを促進し、育児不安を軽減できるよう支援していきます。	健康づくり課
赤ちゃん相談	乳児健診や訪問、相談の中で成長発達が気になる乳児や育児不安を抱える保護者に対して、遊びや日常生活についての相談、具体的指導を行います。助産師、理学療法士、保健師が個別に対応し、児の成長発達を促すとともに育児不安の解消を図り、健全な養育環境が得られるよう支援します。	健康づくり課



推進施策	事業内容	担当課等
健診事後教室（なかよしクラブ・元気っ子クラブ）	健診、訪問、相談活動の中から精神発達面、社会生活面、言葉の遅れ等で問題を持った1歳6か月からの児とその保護者を対象に実施します。他人との交流、遊びを通して親と子のかかわり方や社会生活を学ぶ機会、同じ悩みを持つ親同士の意見交換の場となるとともに、言語聴覚士に加え、心理判定員による個別相談により個々の問題点を把握し、より良い幼児の発達を促します。	健康づくり課
二次健診（子ども発達相談）	乳幼児健診や訪問、健診事後教室の中から育てにくさや発達が気になる児に対して、医師、作業療法士、言語聴覚士等による個別相談を実施し、発達障害の早期発見と、その後の支援につなげていきます。	健康づくり課
地域相談支援	母子保健推進員による地区活動時に保健師と連携し、相談支援を行います。また、保育園等の関係機関と保健師が連携し、子どもの育ちを地域全体で支え、育児不安を軽減できるように地域での子育て支援を継続します。	健康づくり課
母子保健推進員活動	市長が委嘱する母子保健推進員が、行政と市民のパイプ役となって、こんにちは赤ちゃん事業等の家庭訪問をはじめ、乳幼児健康診査の受診勧奨、各種母子保健施策の紹介、家庭訪問、自主開催の子育て交流会等を通して、地域における母子保健推進員活動を継続します。	健康づくり課
母子保健連絡協議会	母子の健康や生活環境の向上を図るために設置し、毎年会議を開催することで、母子保健関係職種による協議、情報交換を図ります。	健康づくり課
歯科保健支援事業	市内保育園・幼稚園・認定子ども園の園児を対象に、歯や口の健康の保持増進のために歯科保健指導を行い、8020運動を目指した事業の拡充を図ります。また、各園との連携を図ります。	健康づくり課
学校歯科保健支援事業	小中学校の児童生徒等を対象に、歯科疾患予防教室の継続とともに、歯や口の健康の保持増進のために歯科保健指導を行い、8020運動を目指した事業の拡充を図ります。また、学校歯科保健関係機関と連携していきます。	健康づくり課
予防接種事業	感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図ります。	健康づくり課
女性のがん検診事業	女性のがん検診の受診を促進し、がんの早期発見と健康増進を図ります。	健康づくり課
健康づくり事業 フレッシュ健診	健康診査の対象外となる若年層に対し、生活習慣病予防対策の一環として、疾患あるいはリスクの早期発見を図ります。	健康づくり課

## (2) 食育の推進

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となります。

しかし、食生活を取り巻く社会環境等の変化から、朝食欠食などの食習慣の乱れや、思春期やせにみられるような心と体の健康問題が生じています。

このことから、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じ、食に関する学習の機会や栄養指導、情報提供を進めるとともに、農作物の収穫体験など食に関する取組を通して食育を推進します。

推進施策	事業内容	担当課等
食生活改善推進事業	食生活改善推進員による栄養及び食生活改善活動を効果的に促進させるとともに、心身ともに健全であり、食や食文化を大切に考え、食べることへの感謝ができる豊かな社会性を育む心を、親子の食育教室や児童生徒の郷土食を含む実習等の活動を通して推進します。	健康づくり課
乳幼児健康診査	再掲（50 頁参照）	健康づくり課
パパママ教室	再掲（49 頁参照）	健康づくり課
子育てセミナー	再掲（50 頁参照）	健康づくり課
相談事業	再掲（49 頁参照）	健康づくり課

### (3) 思春期保健対策の充実

学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実を図り、性に関する正しい知識の普及や発達段階に応じた適切な教育が大切です。教育関係者や保護者等と連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行っていく必要があります。

また、喫煙や薬物等に関する教育や思春期における課題を認識し、児童生徒の問題行動の未然防止に取り組みます。

推進施策	事業内容	担当課等
赤ちゃんふれあい体験事業	中学生を対象に実施し、思春期に乳幼児とふれあう機会を提供し、父性や母性を育むとともに、生命の尊厳や性に関する教育の一助とし、生徒の健全な育成に資することを目的として事業を継続します。	健康づくり課
エイズや性感染症予防に関する知識の普及	各学校において保健体育、体育、学級活動等の教育活動を通じて、正しい知識の普及・啓発に努めます。	学校教育課
喫煙や薬物等に関する教育	各学校において、保健体育、体育等の教育活動の中で、喫煙や飲酒、薬物乱用による危険や被害、きっかけとなる要因への対処方法等について正しい知識の普及・啓発に努めます。	学校教育課

### (4) 小児医療の充実

小児医療については、本市の将来を担う若い生命を守り育て、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、休日・夜間を含め、小児救急患者の受け入れができる体制の整備が重要となっています。小児救急医療について、県や近隣の市町村及び関係機関との連携の下、子どもの健康と安全を守り、安心して医療を受けられる医療体制の充実に努めます。

推進施策	事業内容	担当課等
地域医療対策事業	在宅当番医制運営事業委託料、休日歯科診療事業運営費負担金、第2次救急医療事業負担金、広域災害救急医療情報システム運営事業負担金等を負担するとともに、関係機関・団体との連携を進め、小児医療を充実させます。	健康づくり課
小児医療の充実・確保 (関係機関との連携)	在宅当番医制運営事業及び近隣医師会との連携により補完していきます。	健康づくり課
子ども医療費助成制度 (福祉医療費助成制度)	中学生以下の子どもが、医療を受けた場合に医療機関に支払う自己負担分を助成します。	国保年金課

## 2. 子育て支援基盤の充実

### (1) 子育て支援サービスの充実

就労や日常生活上の突発的な事情、社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合があります。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。

身近な場所での相談・支援ができるよう地域子育て支援拠点事業の充実を図り、子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な支援や相談体制の充実に努めるとともに、多様な子育て支援サービスを充実することにより、安心して子育てができる環境を整備します。

推進施策	事業内容	担当課等
地域子育て支援拠点事業	再掲（37 頁参照）	子ども課
子育て支援サービスの情報提供	地域における子育て支援サービス等が利用者に周知されるよう、広報紙及び市ホームページの活用や子育て支援サービス等の利用者への周知を図ります。	子ども課
通常保育事業	再掲（34 頁参照）	子ども課
延長保育事業	再掲（46 頁参照）	子ども課
休日保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う保育の需要に対応するため、日曜日及び休日等における保育を実施します。	子ども課
一時預かり事業	再掲（42 頁参照）	子ども課
幼稚園における預かり保育事業	再掲（41 頁参照）	子ども課
病児保育事業	再掲（44 頁参照）	子ども課
ファミリー・サポート・センター事業	再掲（45 頁参照）	子ども課
産前産後ホームヘルプサービス事業	産前 8 週の妊婦から、産後 1 年までの乳幼児がいる母親を対象に、依頼を受け、ヘルパーが自宅を訪問し、育児や家事のサービスを行います。	子ども課
住民参加型福祉サービス事業「きずな」	公的サービスでは対応しきれない多様な福祉ニーズに対し、地域住民のたすけあいで活動を行う、有償のボランティアです。 提供会員が子育て家庭の自宅へ訪問し、簡単な家事援助、子育て支援などを行います。	社会福祉協議会

## (2) 子どもの居場所・活動の場の充実

子ども同士の遊びや交流は、仲間意識の形成や児童の社会性の発達に大きな影響を与えることから、子どもが自由に遊び、安全に過ごせる場や、子どもが自主的に参加し、主体的に活動する場・機会づくりが必要です。

このため、公立保育園、学校の活用のほか、既存の施設や豊かな自然を活かした体験学習の機会の創出、食を通した子どもの居場所など、子どもが安全で安心して過ごすことのできる環境を創出し、心豊かな人間形成を図っていきます。

推進施策	事業内容	担当課等
公立の保育園、学校の活用	公立保育園の園庭、学校のグラウンド、体育館等を開放した遊び場づくりを推進します。	子ども課 学校教育課
自然体験推進事業（自然体験ひろば委託事業）	夏に専門の施設及びスタッフのもと、市内小学校の5年生 30 人が自然の中で宿泊し、様々な体験活動を行います。	生涯学習課
学習の森施設の活用	子ども会や学童を対象としたスポーツ団体等に野外宿泊施設の提供をはじめ、施設の目的に沿って、様々な体験学習や市の歴史や文化を学べる場・機会を提供します。	学習の森
子ども食堂	食を通した子どもの居場所、保護者の居場所として、個人・団体の方が現在4か所で実施しています。市では、子ども食堂の開催情報や、運営支援などの情報提供を行います。	子ども課

### 3. 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

#### (1) 次代の親の育成

少子化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など地域社会の変化等により、小・中学生等が乳幼児に接する機会が少なくなっています。

このため、次代の親となる子どもたちに対して、学校教育における様々な体験学習や、乳幼児・児童とふれあう機会を創出していくとともに、男女が協力して家庭を築くことの大切さについての啓発などに努めていきます。

推進施策	事業内容	担当課等
赤ちゃんふれあい体験事業	再掲（53 頁参照）	健康づくり課
キャリア教育	義務教育9年間を見通して、学校と地域が一体となったキャリア教育を推進し、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向け、基礎的・汎用的能力の育成に努めます。	学校教育課
男女共同参画推進事業	固定的な性別役割分担にとらわれず、男女が協力して家庭を築くことの大切さについて啓発を行います。	市民生活課

## (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期とされています。また、この時期は、自立意識や他者理解などの社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期でもあります。

社会や経済の仕組みが大きく変化する中で、教育に求められるものも大きく変わりつつあります。地域及び家庭と学校との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

また、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係の構築など、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。

推進施策	事業内容	担当課等
子どもの自殺予防	若者を対象とし、自殺予防のための SNS 等を活用した相談窓口の周知を行っていきます。また、児童生徒が様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付ける等、SOS の出し方に関する教育推進に努めます。	福祉課 学校教育課
確かな学力の向上	これからの社会を担う子どもに必要な資質・能力の育成のため、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」の三つの力をバランスよく育む教育の充実を図ります。また、新学習指導要領の趣旨を生かした「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。	学校教育課
豊かな心の育成	温かな人間関係を基盤とし、自己を大切にする心や人を思いやる心、感動する心を育むため、道徳教育や人権教育、特別活動、体験活動等の充実を図ります。	学校教育課
健やかな体の育成	自らの健康に関心をもち、望ましい生活習慣を育むため、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導の充実を図ります。	学校教育課

## 4. 子どもの権利の尊重

### (1) 子どもの権利に関する理解の醸成

子どもは一人の人間として、大人と同じように自由と権利がありますが、近年は、児童虐待や犯罪被害、いじめの問題など、子どもの人権にかかわる様々な問題が発生しています。

このため、ホームページや社会教育の場などを活用して、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を周知し、子どもの権利に関する理解の醸成を図ります。

推進施策	事業内容	担当課等
子どもの権利条約の周知	ホームページを活用し、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の周知を図ります。	子ども課

### (2) 児童虐待防止対策の強化

平成 29 年度の全国の児童虐待相談対応件数は 133,778 件で、統計を取り始めて以来毎年増加しています。また、虐待による死亡事例が多数発生しており、平成 28 年度の虐待による死亡人数は 49 人となっています。

このため、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が必要な場合は、児童相談所などの関係機関と連携し、遅延なく対応することが求められています。

国は、児童虐待の抜本的強化を図ることを目的に、全市町村に対して令和 4 年度までに「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進し、児童虐待等に係る相談支援や援助技術などの幅広い知識と技術の向上及び児童虐待に係る関係機関等との連携による相談体制の強化を目指しており、本市においても設置に向けた検討を進めます。

また、虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止など、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童対策地域協議会」の取組を強化します。

さらに、乳幼児等を対象とした保健福祉サービスを受けていない家庭等においては、関係部署などと連携し、家庭の実態把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関の間で情報の共有を図り、対応を強化します。



推進施策	事業内容	担当課等
要保護児童対策地域協議会の運営	再掲（40 頁参照）	子ども課
家庭児童相談事業	家庭児童相談員を配置し、養育相談を行っています。気軽に相談できる場であることを周知し、電話、来所、訪問等により、子育て家庭の支援に努めます。また、専門的な対応が必要な相談については、関係機関と連携し対応します。	子ども課
養育支援訪問事業	再掲（40 頁参照）	子ども課
健全育成及び非行防止等に関する相談体制の整備	市青少年センターでは、青少年を対象に非行や不登校、いじめなどの相談を行っています。相談体制の整備とともに、相談内容に応じて、関係部署や関係機関と連携した対応に努めます。	生涯学習課
児童虐待防止の普及啓発	毎年 11 月の「児童虐待防止推進月間」に、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、ポスター配布、広報等の取組を集中的に実施するとともに、年間を通し普及啓発していきます。	子ども課
里親制度の普及啓発	様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもに、家庭的な環境のもとで養育を行う里親制度の普及啓発に努めます。	子ども課

### （3）ひとり親家庭の自立支援の推進

平成 27 年の国勢調査によると、本市の母子世帯は 285 世帯（一般世帯の 1.28%）で、父子世帯は 45 世帯（一般世帯の 0.20%）となっています。平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査によると、全国の母子家庭の 81.8%が就労しており、母自身の平均年収は 243 万円（うち就労収入は 200 万円）、父自身の平均年収は 420 万円（うち就労収入は 398 万円）となっています。また、生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約 1 割となっています。このような状況から、特に母子家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要であるなど多くの問題を抱えている現状が見受けられます。そのため、ひとり親家庭への支援は、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施します。

推進施策	事業内容	担当課等
母子・父子家庭自立相談事業	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図るため、各種相談に応じ、自立に必要な情報の提供や各種支援を行います。	子ども課

推進施策	事業内容	担当課等
母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の保護者の主体的な能力開発の取組を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業及び資格取得を促進するため高等職業訓練促進給付金事業を実施します。	子ども課
母子・父子家庭医療費の助成	ひとり親家庭の親と子に対し、医療費の保険適用分を助成することにより、その心身の健康の向上を図るとともに、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。対象者は、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している配偶者のない方とその児童です。	国保年金課

#### (4) 支援が必要な子どもへのきめ細かな取組の推進

自閉症スペクトラム症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などの発達障害及び医療的ケアが必要な子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活をおくるためには、年齢や障がい等、ひとり一人の希望に応じた支援へとつなげるための情報提供や相談支援及び専門的な支援の充実が必要です。

また、障がいの原因となる疾病や事故を予防するための取組や、障がい等の早期発見・療育を図るための、乳幼児の健康診査などを推進することが必要です。

このため、障がいの早期発見・療育のための取組を充実するとともに、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援に努めます。

推進施策	事業内容	担当課等
在宅障がい児福祉サービスの充実	居宅介護、短期入所、行動援護、重度障害者等包括支援等の自立支援給付で安心した地域生活を支え、補装具、日常生活用具の支給、移動支援、相談事業により質の高い生活を追求するサービスを提供していきます。あわせて、発達障害児の支援にも取り組みます。	福祉課
障がい児保育の推進	保育園、認定こども園、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れを継続します。	子ども課
発達に不安のある子どもの支援	乳幼児健診での紹介状発行による受診促進や、心理士による個別相談を実施します。健診事後教室(なかよしクラブ・元気っ子クラブ、県主体のマザー&チャイルド)や、ことばと発達相談室、専門職による発達相談等を通し、継続した相談支援を行います。	健康づくり課 福祉課
二次健診 (子ども発達相談)	再掲(51頁参照)	健康づくり課

推進施策	事業内容	担当課等
児童発達支援 放課後等デイサービス	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスを提供していきます。また、事業所への理解と協力を求め、施設の増加に努めます。	福祉課
障がいに対する理解の促進	住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を構築するため、障がいに対する正しい理解や共生社会の理念の普及など、啓発活動を推進します。	福祉課
特別支援教育の充実	特別な配慮を必要とする児童生徒への支援体制の充実を図るため、教職員の研修の充実や医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を強化し、一人一人に対するきめ細かな指導や支援を組織的・継続的に行えるよう努めます。	学校教育課

### (5) 被害にあった子どもの保護の推進

子どもが、犯罪、いじめ、児童虐待等の被害によって心身の危機を経験し、精神的ダメージを受けた場合に、その立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者に対する助言等、学校や関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要です。

このため、被害を受けてしまった子どもに対するカウンセリングなど心のケアの充実を図るとともに、再発防止に向けた地域の見守りなどを推進します。

推進施策	事業内容	担当課等
家庭児童相談事業	再掲（59頁参照）	子ども課
教育相談の充実	教育研究所の教育相談事業において、教職員が教育相談に関する基礎的な態度・技術・知識を習得し、日々の学校生活の中で子どもたちの悩みに適切に対応できるようにしていきます。	学校教育課

### (6) 外国につながる子ども・家庭への支援

日常生活における情報提供や相談支援などは、市民に等しく提供できるよう努めていますが、言語や慣習の違いで生活に困難やとまどいを抱える人も多いことから、生活相談の充実や多言語による生活情報の提供を行い、市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進します。

推進施策	事業内容	担当課等
外国人家庭への支援と多言語による情報提供の充実	外国人を対象とした総合的な相談窓口の設置により、行政手続きの支援や生活相談、多言語による行政サービス等の情報提供に努めます。	市民生活課
外国籍の保護者への支援	母子手帳や、乳幼児健診問診票、予防接種予診票は外国語版を準備したり、聞き取りで行うなど、スムーズにコミュニケーションが図れるよう配慮します。	健康づくり課
外国人の子どもに対する保育園の受け入れ体制の充実	言語、宗教、食事、生活習慣、子育ての考え方など、文化的背景について、職員が理解を深め、保育園等の生活に対応できるようにしていきます。	子ども課
外国人児童生徒への教育の充実	外国人児童生徒が学校生活へ適応できるような支援を行うと共に、外国人児童生徒が有する外国の文化や生活体験を学習に生かせるような指導の工夫をしていきます。	学校教育課

### (7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

急激な情報化の進展などにより、インターネット等のメディア上の性や暴力等に関する有害情報、また、インターネット等を使用したいじめ等は、深刻な社会問題となっています。

このため、インターネット等の適切な利用に関する普及啓発を行うとともに、有害図書などの調査や子どもたちにとって害となる施設への立ち入り制限など、関係機関・団体や地域住民と連携・協力し、有害環境対策を推進します。

推進施策	事業内容	担当課等
有害環境浄化運動の推進	青少年育成推進員と連携・協力し、書店やコンビニエンスストア及びカラオケボックス等への聞き取り調査を実施し、青少年を取り巻く環境の実態を把握するとともに、県条例の周知に協力して青少年に対する適切な対応の依頼を行い、有害環境浄化に努めます。	生涯学習課
スマートフォン及びインターネット等への対策	ネットサポーター等により「おぜのかみさま」県民運動を推進し、有害情報から子どもを守るためのフィルタリング設定、保護者によるアプリの管理及びインターネット利用時におけるルールの必要性といったインターネットの適正利用について、周知・普及・啓発により有害環境対策に努めます。	生涯学習課

## 基本目標3 子どもを生み育てる喜びを家庭や地域で分かちあえる地域社会づくり

### 1. 地域社会における子育ての支援

#### (1) 家庭や地域の教育力の向上

子どもたちは、家庭や地域の中で様々な経験をし、心身ともに健やかに成長していくことが望まれています。しかし、少子化や核家族化、地域とのつながりや人間関係の希薄化などにより、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

このため、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実を図るとともに、地域住民や関係機関等と連携・協力し、多様な体験活動や世代間交流を推進します。

推進施策	事業内容	担当課等
家庭教育推進事業	<p>家庭教育に関する講座や親子で楽しめるイベントの開催など、各事業内容の工夫改善を図るとともに、学校や保育園等へのチラシ配布、市広報、市ホームページなどを活用した市民への情報提供により継続実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育カウンセリング講座</li> <li>・読み聞かせボランティアの派遣や親子読書（家読）の啓発</li> <li>・積木、ベビーボンディング、講義などのイベント開催</li> <li>・関係機関と連携しての家庭教育支援</li> <li>・PTA 学級等での講演やワクワク子育てトークの実施</li> </ul>	生涯学習課
ブックスタート事業	<p>市の8か月健診時に、図書館員と読み聞かせボランティアがブックスタートの趣旨を説明し、読み聞かせを行い、温かなぬくもりの中で楽しいひとときを共有しています。また、絵本（2冊）、読み聞かせアドバイスブック、コットンバックを手渡します。</p>	図書館
生涯学習・学社連携事業	<p>学校教育と社会教育が一体となり、学校だけでは成し得ない創造的な教育の展開とその支援に努めていきます。</p> <p>また、子どもたちの学びを支えるための様々な体験活動の場を提供することにより、自ら学び・考え、行動できる心豊かな人間性を育むとともに、子どもたちの「生きる力」の育成を図ります。</p>	生涯学習課

推進施策	事業内容	担当課等
地域の人材の協力による学校の活性化	学校と家庭・地域が連携・協働しながら、子どもたちに必要な資質・能力を育むために、計画的な地域人材の活用と学校支援センターの活性化に努めます。	学校教育課

## (2) 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭のライフスタイルや価値観が多様化する中、子どもや子育て家庭が置かれている状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

このため、子育てをする親同士の相談や交流の場の充実を図るとともに、公的な取組だけでなく、市民の自主的な子育て支援活動により子育てをサポートする子育て支援のネットワークの形成を目指し、地域における子どもたちの健やかな成長を支援する育成環境の充実を図ります。

推進施策	事業内容	担当課等
子どもや親子を対象とした講座・教室の開催	各公民館や各生涯学習センターにおいて主に夏休み・冬休み等を利用し、親子対象講座、子ども対象講座（絵画・書道・将棋・おもしろ科学教室等）を開催します。	各公民館 各生涯学習センター
世代間交流の推進	幼稚園、保育園及び認定こども園、子育て支援センターの行事等において、地域の高齢者の参画を得て、世代間交流を推進します。	子ども課
ファミリー・サポート・センター	登録会員の相互援助活動により、子育て負担の軽減を図り、育児と仕事の両立を支援します。	子ども課
児童委員（民生委員）・主任児童委員の活動	児童委員（民生委員）・主任児童委員は、地域の児童及び妊産婦の状況を把握し、必要な情報の提供や援助を行っています。 毎年10月から11月には主任児童委員を中心に、乳幼児家庭を訪問し、子育てについて気になることや心配ごとの相談を受け、市へ情報提供するなど連携し、児童の健やかな育成に努めます。	福祉課
子ども食堂連絡会議	市では、子ども食堂連絡会議を年4回開催し、情報共有、運営支援、連携を図ります。	子ども課

## 2. 仕事と生活の調和の推進

### (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し

家庭では、男女がともに家事、育児等について家族として互いに役割を担い、協力して生活を営むことが重要です。男女を問わず、個人としての能力や個性を十分に発揮するためには、社会全体の意識改革が必要となります。

このため、育児休業制度の利用促進をはじめ、長時間労働の削減や多様な就労形態の創出など、仕事と生活の調和を考えた多様な働き方の実現に向けて、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進する啓発、情報提供に努めます。

推進施策	事業内容	担当課等
ワーク・ライフ・バランスの推進	誰もがライフステージに応じた多様な柔軟な働き方を選択できる社会づくりについて啓発活動や情報提供を行います。	市民生活課
働き方改革等について の取組	働き方改革の推進等について、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等企業への勧奨を継続的に行っていきます。仕事と生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進についてより配慮を促すよう、企業・団体へ働きかけていきます。	地域創造課

## (2) 仕事と子育ての両立支援

共働き世帯が増加する中、男女がお互いに仕事と子育てを両立させていくためには、家庭のことは女性の役割とする固定的役割分担意識を解消し、男性も積極的に家事、育児等に関わり、お互いが協力して子育てに取り組める環境づくりが重要です。そのためには、男性の仕事中心の意識やライフスタイルを見直し、仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルを選択できるようにする必要があります。

このため、子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、国・県や関係団体などと連携しながら広く啓発活動を進め、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で心豊かな生活が送れる社会の構築に努めます。

また、家庭の状況も多様化していることから、仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実を図ります。

推進施策	事業内容	担当課等
子育てと仕事の両立支援推進	働く親が子育てと仕事について考える機会を持てるよう広報などで啓発していきます。また、働く保護者の負担を軽減させるため、国や県と連携しながら、育児休業制度や関連機関が実施している奨励制度、セミナー等についての周知を図り、経営者のみならず、企業内全体の理解を求めていきます。	地域創造課
男性の意識の改革	若い世代においては、家事・育児の分担を夫婦で行うことに対する理解が深まっていますが、依然として「女性は家事と育児が仕事」と考える人もいるため、男性が家事・育児・介護を行うことへの理解促進を図ります。	市民生活課
保育サービス等の充実	通常保育、延長保育、休日保育、一時預かり、学童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業の整備、充実を図り、仕事と生活の両立支援を継続していきます。	子ども課



## 基本目標4 安全で安心して子育てできる生活環境の整備

### 1. 安全・快適な生活環境の整備

#### (1) 生活環境の整備

子どもと子育て家庭が安全で快適に暮らせるまちづくりを進めるためには、生活基盤の整備が必要です。

このため、子育て家庭へ良質な住宅の提供や、公共施設等においては、「どこでも、だれでも、自由に、つかいやすい」というユニバーサルデザインの考え方による子育て環境整備を推進していきます。

推進施策	事業内容	担当課等
公共施設のバリアフリー化	公共施設等の新設、改修時にはだれもが利用しやすいユニバーサルデザインに基づいた設計計画を行います。	財政課
子育てにやさしい環境整備	各課と連携し、公共施設等の新設・改修等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーチェア、授乳室、オムツ替えスペース等の設置を推進します。	財政課
居住環境の整備	市営住宅については、設備の更新等により、生活環境の改善に取り組みます。 また、公営住宅については、ホームページで情報提供を行います。	建築住宅課
公園整備事業	公園等の新設、改修時にはだれもが利用しやすいユニバーサルデザインを推進し、また、遊具の安全性を配慮した設計計画を行います。	都市整備課
地域の安全性の向上	地震や風水害、大規模火災などによる被害の軽減を図るため、災害体制整備事業及び消防施設整備事業等を推進します。	危機管理課 安中消防署防災係

## (2) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの保護者等にとって、外出は様々な制約や不満を感じることもあるようです。

このため、すべての人が安全に安心して外出ができるよう、生活道路等や事故の危険性が高い通学路においては歩道等の整備及び防犯灯の設置など、安全・安心な歩行空間の確保のための整備を推進します。

推進施策	事業内容	担当課等
通学路維持整備事業	毎年度行われる市内小・中学校通学路安全点検結果をふまえ、通学路の危険箇所の整備、補修を行います。	土木課 都市整備課
公共交通対策	市内を運行する乗合バスの運行事業者に対して運行費補助を行う路線バス対策事業、安中市公共交通見直し事業により、子どもと子育て家庭等の外出時の移動手段となる交通機関の充実を図ります。	企画課
防犯灯設置事業	夜間における歩行者の安全確保や、犯罪発生防止に配慮し、児童生徒の通学路、生活道路等に地域と連携して防犯灯を設置し、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進します。	危機管理課

## 2. 子ども等の安全の確保

### (1) 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

交通環境の変化や、交通マナーの低下及び交通ルール違反などによる交通事故が後を絶ちません。

子どもを交通事故から守るため、警察や保育所（園）、学校、関係民間団体や地域との連携協力体制の強化を図り、総合的な交通事故の防止のための取組を推進します。

推進施策	事業内容	担当課等
交通安全対策事業	警察及び交通安全母の会と連携して、就学前児童を対象とした交通安全を推進します。	危機管理課
交通安全教室	幼稚園、保育園及び認定こども園等における交通安全教室を実施します。また、三世代（子ども、親、高齢者）を対象とした交通安全教室の実施を検討します。	危機管理課
チャイルドシートの普及啓発	3交（市・警察・交通安全協会）にて四季の交通安全運動や小学校での交通講話を通じ、自動車乗車中における交通事故発生時の被害の防止・軽減を図るためチャイルドシートの正しい着用について普及啓発を継続実施していきます。 また、交通安全母の会を通じ、国の安全基準に適合したチャイルドシートの使用に向けた啓発の推進、及び就学前児童を対象とした啓発活動を展開していきます。	危機管理課
交通安全指導の充実	交通講話や交通安全教室、安全にかかわる体験的な活動を通じて、危険予測・危険回避能力の育成に努めます。 保護者や地域のボランティアの方と連携し、登下校時における交通被害から子どもたちを守る活動を推進します。 安全指導とともに関係機関と連携した通学路合同点検を実施し、子どもたちの交通安全を確保するための環境整備に努めます。	学校教育課
自転車の安全利用の推進	児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用を推進するとともに、「幼児2人同乗用自転車」の安全利用に関する啓発活動を実施します。	危機管理課

## (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが日常生活の中で、犯罪に巻き込まれることが少なくありません。

子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯ボランティア等の関係団体やPTA等の学校関係者、地域の協力のもとに、通学路等のパトロール、防犯講習会などを行うとともに、市民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報提供や情報交換を行います。

推進施策	事業内容	担当課等
防犯教育の充実	警察や関係機関と連携した防犯教室、情報モラル講習会、不審者対策の避難訓練等を実施し、子どもたちが犯罪被害に遭わないための教育を推進します。	学校教育課
安全管理に関する取組	学校での防犯ブザーの支給、警察関係者等と連携したパトロール活動の実施、「子ども安全協力の家」の継続的な設置、地域での見守り活動の啓発等に努めます。	学校教育課
防犯対策事業	防犯団体への防犯用品購入時の助成や、街頭犯罪の抑止を図り駅前駐輪場に設置されている防犯カメラの管理運営、警察や防犯団体と連帯した県民防犯の日の広報活動などを実施します。	危機管理課

## (3) 子どもを災害から守るための活動の推進

近年、台風による風水害や土砂災害、地震などの大規模な災害が全国的に発生しており、子どもが被害に遭うケースもみられます。

このため、いざというときに、どのように子どもたちを災害から守るかについて、家庭、幼稚園、保育園及び認定こども園、学校をはじめとする教育・保育施設や行政、地域などが連携しながら、防災対策を進めていきます。

推進施策	事業内容	担当課等
家庭の防災対策	住居形態や家族構成など、それぞれの家庭の状況に応じて、避難の方法や持ち出し品の準備など、災害時への備えについて普及・啓発活動を推進します。	危機管理課
教育・保育施設における防災対策	災害時における子どもたちの安全確保のため、避難訓練や防災教育の推進に努めるとともに、施設・設備の安全確認や避難方法、保護者との連絡方法の確認などを行い、防災・減災対策に努めます。	子ども課 学校教育課
学校施設の整備・充実	安全・安心な学校施設であることを最優先として、適切で効果的な施設整備や維持管理を行い、計画的に施設の長寿命化を進めます。	総務課
地域における防災対策	妊産婦や乳幼児等がいる家庭に対して、避難支援等が速やかに行えるよう、災害時の支援体制の強化を図ります。	危機管理課

## 基本目標5 子どもの貧困対策の推進

### 1. 子どもの貧困対策推進計画の背景

すべての子どもたちが夢と希望をもって成長し、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り開いていけるようにすることが必要です。しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくありません。

平成27年の国民生活基礎調査によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は13.9%でした。これは約7人に1人が相対的貧困状態にあることを示しています。平成24年の16.3%より改善が見られるものの、依然として厳しい状況が続いています。

国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、国の大綱が策定され、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、目的として、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されました。また、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることが明記されました。

令和元年6月の改正法には、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されたとともに、子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策（子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会など）の推進体制に関する事項が追加されています。

貧困の問題は、単に経済的困窮の問題だけでなく、保護者の病気、就労が不安定、養育の問題、親族等からの孤立など様々な要因を抱えており、子どもの学力不足、不衛生、食生活不全、虐待、不登校等のリスクが高まるなど、様々な悪影響を及ぼすことも考えられます。子どもや親の努力だけでは抜け出すのは難しく深刻化する場合もあることから、早期にシグナルをキャッチし、必要な支援につなぐ必要があります。

本市では、「子どもの貧困」について、子どもが成長するにあたり、教育や生活、一緒に暮らす保護者等の就労、経済的な面について必要かつ十分な支援が届いていない状態と定義し、家庭、学校、地域、行政が一体となって取り組むため「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、総合的な貧困対策を推進します。

## 2. 子どもの貧困対策の方針

### (1) 生活の安定に資するための支援の充実

貧困により社会的孤立に陥らないよう、子どもの生活応援事業や保護者の家事・育児支援、緊急時の食料や生活をつなぐための給付等により生活を支援します。

推進施策	事業内容	担当課等
自立相談支援	生活困窮者自立支援法に基づき、現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる方を対象とした相談及び支援を行います。困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい等、さまざまな面で寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	福祉課
妊婦相談（母子健康手帳交付）	母子健康手帳交付時の相談で、支援が必要な妊婦（家庭）の早期発見及び支援に努めます。	健康づくり課
保育園等入園時の面接・入園相談	家庭状況の聞き取り、児童の観察を行い、養育や貧困の問題等を発見した場合は、速やかに子ども課に報告・相談し問題の解決を図ります。	子ども課
家庭児童相談	養育等の相談に応じる中で、貧困の状況が把握できた場合は、関係機関と連携し、必要な支援制度についての助言や援助を行います。また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など、地域からの支援を要する家庭の情報提供を受け、家庭児童相談員や保健師が相談に応じ、必要な支援制度につなげます。	子ども課
地域との連携による早期発見	地域に開かれた学校づくりを推進し、地域の方や関係団体との情報交換を密に行うことで、支援が必要な家庭の把握に努め、連携・協働による支援を行います。	学校教育課

## (2) 教育支援の充実

家庭の経済状況にかかわらず、能力、可能性を最大限に伸ばして夢に挑戦できるよう学校とともに地域における教育の支援を行います。

推進施策	事業内容	担当課等
学習・生活支援	生活困窮者自立支援法に規定する事業で、子どもの学習・生活支援をはじめ、進学等を目的とした進路相談、生活習慣及び育成関係の改善に関する助言等を行います。事業の対象となる方は本市生活困窮者等子どもの学習・生活支援事業実施要綱第3条の対象者に限りません。	福祉課
学校教育による学力保障	家庭環境に左右されず、すべての児童生徒の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、個に応じた指導等を行うための指導体制の充実に努めます。	学校教育課 各小中学校
小中学校での相談	児童生徒が学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、また、子育てに悩みや不安を抱える保護者からの相談に応じることができるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実に努めます。	学校教育課 各小中学校
就学援助制度	小中学校に通学している児童生徒の保護者で、経済的に困難な家庭に対して、学校でかかる経費の一部を援助します。新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を行い、就学の支援を行います。	学校教育課

## (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実

生活困窮者やひとり親家庭の生活の安定が図れるよう、就労相談や資格取得のための給付の充実に努めます。

推進施策	事業内容	担当課等
生活困窮者の就労支援	ハローワークへの同行支援や、履歴書の書き方の支援、就労に向けた生活面を整えるための支援などを行います。	福祉課
ひとり親家庭 自立支援給付金	就職に結びつきやすい各種資格を取得するための養成機関に修学する、ひとり親家庭の母及び父に対し、修学期間中における生活費の負担軽減を図るため、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。 ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、指定教育訓練講座等の就業に結びつく可能性の高い講座を受講した場合に、受講のために支払った費用の一部を教育訓練給付金として支給します。	子ども課

**(4) 経済的支援の充実**

経済的負担の軽減を図るため、各種給付や貸付制度を必要な方に迅速に対応できるよう周知に努めます。

推進施策	事業内容	担当課等
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯の更生と生活再建のための支援を行います。	安中市社会福祉協議会
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ります。支給要件に該当する児童を監護している母、監護し、かつ生計を同じくする父、又は父母に代わって養育している者に対して支給されます。所得制限があります。	子ども課
母子・父子家庭医療費の助成	再掲（60頁参照）	国保年金課
ファミリー・サポート・センター利用料助成	市民税非課税の方がファミリー・サポート・センターに登録し、相互援助活動を利用した場合に、その利用料を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、育児と仕事の両立を支援します。	子ども課
生活保護	経済的支援の必要な困窮世帯に対して、生活保護制度による経済的支援をすることにより、子どもの健全育成と生活基盤の確保を支援します。	福祉課



## (5) 支援体制の整備・充実

地域を基盤としたネットワークを構築し、学校、地域、行政が一体となり子どもの貧困対策を推進します。

推進施策	事業内容	担当課等
貧困等困難を抱える児童の情報共有に関する庁内連携	貧困等困難を抱える児童に対し、関係部署が連携しながら、課題の解決に向けた対応を行います。	関係各課
スクールソーシャルワーカーによる学校、福祉との連携調整	見えにくい貧困の問題を早期に福祉制度につなげ家庭を支援し解決に結びつけるため、学校と福祉関係機関との連絡調整役であるスクールソーシャルワーカーを配置しています。巡回等により面接相談を行い、必要な支援に円滑につなげます。	学校教育課
要保護児童対策地域協議会	貧困状況にある家庭は、経済的な問題だけでなく様々な問題が絡み合うことが多いため、関係機関とのネットワークを強化し対応することが必要です。要保護児童対策地域協議会を活用し、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等への適切な保護又は支援を図ります。	子ども課
子ども食堂との連携支援	食を通じた子どもの居場所、保護者の居場所として、支援者と連携し、当事者の支援に努めます。	子ども課
児童委員（民生委員）・主任児童委員の活動	気になる家庭への声かけや見守りなど、日々の活動を通し、市への情報提供や連携をし、児童の健やかな育成に努めます。	福祉課

## 第6章 計画の推進

### 第1節 計画の推進

子育てにおいて、社会のあらゆる分野における人々が、それぞれの役割を果たすことが重要です。「未来に羽ばたく子ども」の育ちに夢と希望を託すため、お互いに助け合い、育ちあっていくことを目指していきます。

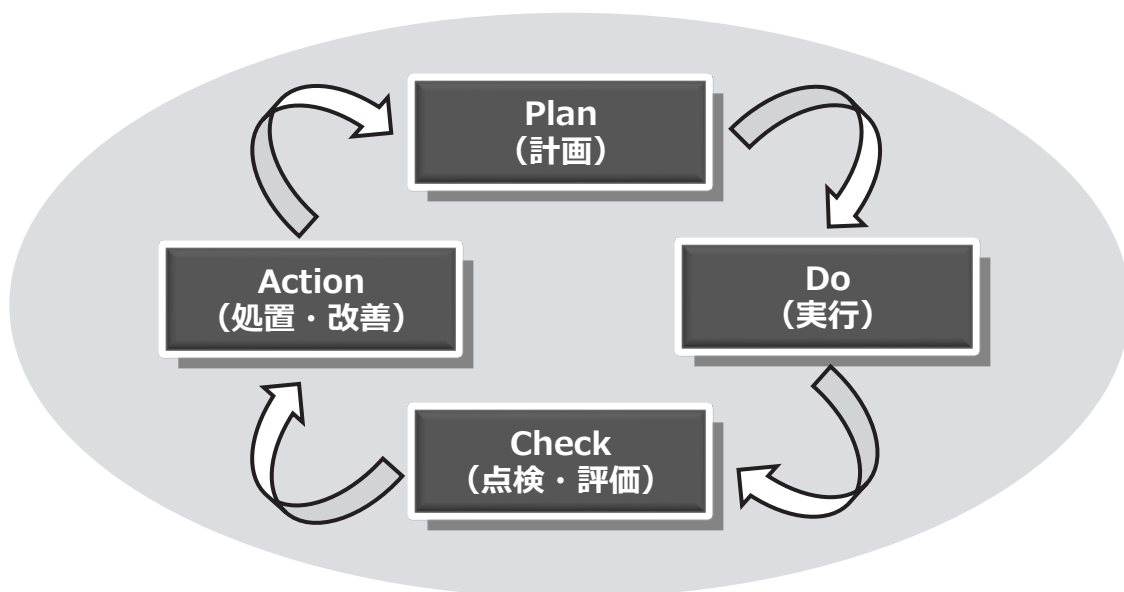
計画の推進にあたっては、全庁的に連携して横断的に取り組むとともに、学校や保育事業者をはじめ、子ども・子育てに関わる各種団体、地域住民と連携し、多くの意見を取り入れ施策の展開をしていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に反映していきます。併せて新たな課題についても積極的に取り組んでいきます。

### 第2節 計画の進捗管理

計画の進捗状況の管理にあたっては、施策の進捗状況とともに計画全体の成果の点検評価が重要です。PDCAサイクル（Plan[計画]—Do[実行]—Check[点検・評価]—Action[処置・改善]）により、進捗状況の評価結果の反映、施策の見直しを行います。

計画の策定及び計画の実施状況等を確認するため、「安中市子ども・子育て会議」を設置しています。この会議において市民の視点に立ち、委員の意見を踏まえ、計画の指標の点検・評価を行い、施策の改善につなげていきます。

【PDCAサイクルの概念図】



## 資料編

## 1 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成 30 年 11 月 28 日 (水) ~ 平成 31 年 1 月 10 日 (木)	安中市子ども・子育て支援に関するアンケート調査 【調査対象】 ・就学前児童 (1,000 件配布 / 541 件回収 / 回収率 54.1%) ・就学児童 (1,000 件配布 / 503 件回収 / 回収率 50.3%)
令和元年 8 月 20 日 (火)	令和元年度第 1 回安中市子ども・子育て会議 (1) 平成 30 年度子ども・子育て支援事業計画実施状況について (2) 令和元年度子ども・子育て支援事業計画の取り組みについて (3) 第 2 期安中市子ども・子育て支援事業計画 (令和 2 ~ 6 年度) について ・ニーズ調査 結果報告 ・スケジュール ・計画素案 ①子ども・子育て支援を取り巻く現状と課題 ②基本理念、基本目標、施策の方向性 ③次期計画で加わる施策等 (4) その他
10 月 28 日 (月)	令和元年度第 2 回安中市子ども・子育て会議 第 2 期安中市子ども・子育て支援事業計画について (1) 前回会議の確認 (2) 「第 5 章 子ども支援の多様な取組の展開」について (3) その他
12 月 18 日 (水)	令和元年度第 3 回安中市子ども・子育て会議 第 2 期安中市子ども・子育て支援事業計画について (1) 前回会議の確認 (2) 計画素案 ①量の見込み ②外国につながる子ども・家庭への支援 ③子どもの貧困対策の推進 (3) その他

年 月 日	内 容
令和2年 1月15日(水)～ 2月4日(火)	第2期安中市子ども・子育て支援事業計画 パブリックコメントの実施
2月17日(月)	令和元年度第4回安中市子ども・子育て会議 第2期安中市子ども・子育て支援事業計画について (1) 前回会議の確認 (2) 計画素案 ①パブリックコメントについて ②修正点について (3) 第2期計画策定のスケジュールについて (4) 利用定員の変更について

## 2 安中市子ども・子育て会議条例

---

平成 25 年 6 月 14 日  
安中市条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、安中市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 子ども・子育て会議は、調査及び審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に子ども・子育て会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(安中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 安中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年安中市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

### 3 安中市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	高崎健康福祉大学 人間発達学部 子ども教育学科 教授	千 葉 千恵美	会 長
2	安中市民生委員児童委員協議会	篠 原 晴 美	
3	安中市母子保健推進協議会	白 井 久美子	
4	安中市保育協議会	新 井 ひとみ	
5	安中市私立幼稚園・認定こども園協会	佃 益美	
6	安中市私立幼稚園・認定こども園 父母の会連合会	小 澤 裕 子	
7	安中市学童クラブ連絡協議会	萩 原 光 男	
8	安中医師会（小児科医師）	藤 巻 康 喜	副会長
9	安中市小中学校長会	神 部 孝 之	
10	安中市PTA 連合会	藤 波 知恵美	
11	安中市子ども会育成会連合会	吉 井 由貴子	
12	プルニエクラブ	神 戸 祐 子	
13	安中市男女共同参画推進委員会	恩 幣 宏 美	
14	安中市商工会	大 手 貴 博	
15	安中市社会福祉協議会	岡 本 裕 介	
16	連合群馬西部地域協議会	森 田 浩 史	
17	公募 市民委員	多 胡 萌	

## 第2期安中市子ども・子育て支援事業計画

～地域で支えあい、未来に羽ばたく子どもが 健やかに育つまち～

令和2年3月発行

発行 安中市

編集 安中市 保健福祉部 子ども課

〒379-0192

群馬県安中市安中1-23-13

TEL 027-382-1111（代表）

FAX 027-381-0503

URL <https://www.city.annaka.lg.jp/>





